

高校生等への修学支援に関する参考資料（2）

平成 2 9 年 6 月

目 次

1. 高校生等への修学支援（現行制度）概要関連	3
2. 学習費に関するデータ	8
3. 長期欠席者及び中退者に関するデータ	18
4. 公私間格差に関するデータ	29
5. 高校生等への修学支援の実施に関するデータ	35

1. 高校生等への修学支援（現行制度）概要関連

高校生等奨学給付金における予算積算単価について

- 高校生等奨学給付金については、子どもの学習費調査を参考に、必要な授業料以外の教育費を予算上積算している。
(※単価表の費目は積算上のものであり、用途を限定するものではない。)

【全日制の場合】

費 目	生活保護受給世帯		非課税世帯（第1子）		非課税世帯（第2子以降）	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
教科書費、教材費	実費支給 19,131	実費支給 19,572	19,100 19,131	19,600 19,572	19,100 19,131	19,600 19,572
学用品費	65,400 ※教科外活動費などを含む	65,400 ※教科外活動費などを含む	17,400 17,408	18,500 18,480	17,400 17,408	18,500 18,480
通学用品費			9,600 9,642	9,100 9,137	9,600 9,642	9,100 9,137
教科外活動費	61,800 41,570 (教科外活動費)	61,800 43,356 (教科外活動費)	8,100 41,570 (教科外活動費)	9,800 43,356 (教科外活動費)	41,600 41,570 (教科外活動費)	43,400 43,356 (教科外活動費)
生徒会費、PTA会費	20,040以内 12,316 (生徒会費) 8,130 (PTA会費)	20,040以内 13,131 (生徒会費) 13,016 (PTA会費)	0 12,316 (生徒会費) 8,130 (PTA会費)	0 13,131 (生徒会費) 13,016 (PTA会費)	20,400 12,316 (生徒会費) 8,130 (PTA会費)	20,400 13,131 (生徒会費) 13,016 (PTA会費)
入学学用品費	63,200以内 21,596 (制服)	63,200以内 27,045 (制服)	21,600 21,596 (制服)	27,000 27,045 (制服)	21,600 21,596 (制服)	27,000 27,045 (制服)
修学旅行費	32,300 32,324	52,600 52,594	0 32,324	0 52,594	0 32,324	0 52,594
合計	32,300	52,600	75,800	84,000	129,700	138,000

※下段は、子どもの学習費調査（平成22年度）の金額

※灰色部分は生活保護にて支給。

生活保護・就学援助・高校生等奨学給付金の比較

費目（※１）	非課税世帯				課税世帯					
	要保護世帯（就学援助率1.74％）（※２）				準要保護世帯（就学援助率15.68％）（※２）					
	生活保護世帯		左記以外							
	義務	高校（※３）	義務	高校（※３）	義務	高校（※３）	義務	高校		
教科書費	無償	生活保護	無償	高校生等 奨学給付金 （1/3） （※４）	無償	高校生等 奨学給付金 （1/3） （※４）	無償	課税世帯に ついては 高校生等 奨学給付金の 対象外		
教材費	生活保護		要保護 補助金 （1/2）		高校生等 奨学給付金 （1/3） （※４）		地方単独 （平成17年度より 国の補助を廃止し、 税源を移譲すると ともに、地方財政 措置を行っている。）		高校生等 奨学給付金 （1/3） （※４）	地方単独 （平成17年度より 国の補助を廃止し、 税源を移譲すると ともに、地方財政 措置を行っている。）
学用品費										
体育実技用具費										
通学用品費										
校外活動費										
クラブ活動費										
生徒会費										
PTA会費										
入学学用品費										
通学費	×		×							
学校給食費	—	—	—							
修学旅行費	要保護 補助金 （1/2）	給付金（1/3） （※４）	×	×	課税世帯につい ては高校生等奨学給 付金の対象外					
医療費	×	×	×							

（※１）費目は就学援助に基づく分類。高校生等奨学給付金では、体育実技用具費は学用品費、校外活動費は教科外活動費の積算に含まれている。

（※２）就学援助率は平成２６年度の中学校の数値。なお、就学援助率＝要保護生徒数（又は準要保護生徒数）／公立中学校生徒数。

（※３）高校生等奨学給付金の受給率（＝受給者数／対象学校生徒数）は12.8％（平成27年度（高校1・2年生が対象））。

（※４）高校生等奨学給付金の費目は積算上のものであり、用途を限定するものではない。

各市町村における準要保護認定基準（平成27年度）

認定基準の主なもの	H27自治体数 (複数回答) (※1)	自治体における 基準の倍率	H27自治体数
生活保護法に基づく保護の停止または廃止(※2)	1,329 (75.4%)	～ 1.1倍以下	206 (11.7%)
児童扶養手当の支給(※3)	1,294 (73.4%)	～ 1.2倍以下	225 (12.8%)
市町村民税の非課税	1,291 (73.3%)	～ 1.3倍以下	626 (35.5%)
生活保護の基準額(※4)に一定の計数を掛けたもの	1,260 (71.5%)	～ 1.4倍以下	26 (1.5%)
市町村民税の減免(※5)	1,116 (63.3%)	～ 1.5倍以下	161 (9.1%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予(※3)	1,085 (61.6%)	1.5倍超	11 (0.6%)
国民年金保険料の免除(※3)	1,078 (61.2%)	その他(※6)	5 (0.3%)
		計	1,260 (71.5%)

※1 パーセンテージは、回答市町村数（H27：1,762市町村）に対する割合である。

※2 停止または廃止される場合でも、一時的に保護を必要としない状態が継続することが確実とは言えず、観察する必要がある場合等が含まれる。

※3 いずれも扶養親族等の数に応じて所得制限や支給額が定められており、一律の基準によるものではない。

※4 生活保護の基準額は、居住地、家族構成、世帯構成者の年齢、その他条件により算出された世帯全体の最低生活費。

※5 失業の場合や災害にあった場合等により、前年の合計所得金額が減少すると見込まれる場合、障害者・未成年者・寡婦・寡夫または学生などに該当する場合について、市町村民税の全額を納付することが困難と認められる場合は、減免する制度が各自治体で定められている。

※6 その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

私立高校生（全日制）への各都道府県における支援制度の概略（H29年度）

第1回資料の年度更新版

本表は各都道府県からの報告を基に、私立高校生への支援の全体像を明らかにする目的で作成したものであり、支援の対象、要件、支給額の水準に関する考え方を厳密に示すものではない。

- 【凡例】☆：国の高等学校等就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料最高額の水準まで支援
 ◎：国の高等学校等就学支援金と各都道府県の支援額の合算により各都道府県内の授業料平均額の水準まで支援
 ○：各都道府県独自の支援あり

参考：私立高校の授業料平均額
 39万3524円（H28年度・全日制）

	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
北海道	◎	○			
青森	○	○			
岩手	◎※1				
宮城	☆ (～270万円)	◎	○ (～430万円)		
秋田	☆※1	☆	○	○	
山形	◎	○	○ (～450万円)		
福島	☆※1	☆	☆ (～450万円)		
茨城	◎	◎	○	○ (～590万円)	
栃木	☆※1	☆			
群馬	◎※1				
埼玉	◎	◎	◎	◎ (～609万円)	
千葉	☆	☆	○	○	○ (～640万円)
東京	◎	◎	◎	◎	◎ (～760万円)
神奈川	◎	○	○	○	○ (～750万円)
新潟	☆	☆			
富山	◎	○	○		

	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
石川	☆	☆			
福井	◎	○	○	○ (～590万円)	
山梨	◎				
長野	☆	◎	○	○ (～590万円)	
岐阜	◎	○	○	○ (～590万円)	
静岡	☆	○			
愛知	◎	◎	○	○	○ (～840万円)
三重	☆	○			
滋賀	○	○	○	○ (～590万円)	
京都	☆ (生保世帯のみ)	◎	◎	○	○ (～910万円)
大阪	◎	◎	◎	◎ (～590万円)	○ (～800万円)
兵庫	◎	○	○	○ (～590万円)	
奈良	○	○	○	○※2 (～590万円)	
和歌山	○	○			
鳥取	☆※1	◎※1			
島根	☆				

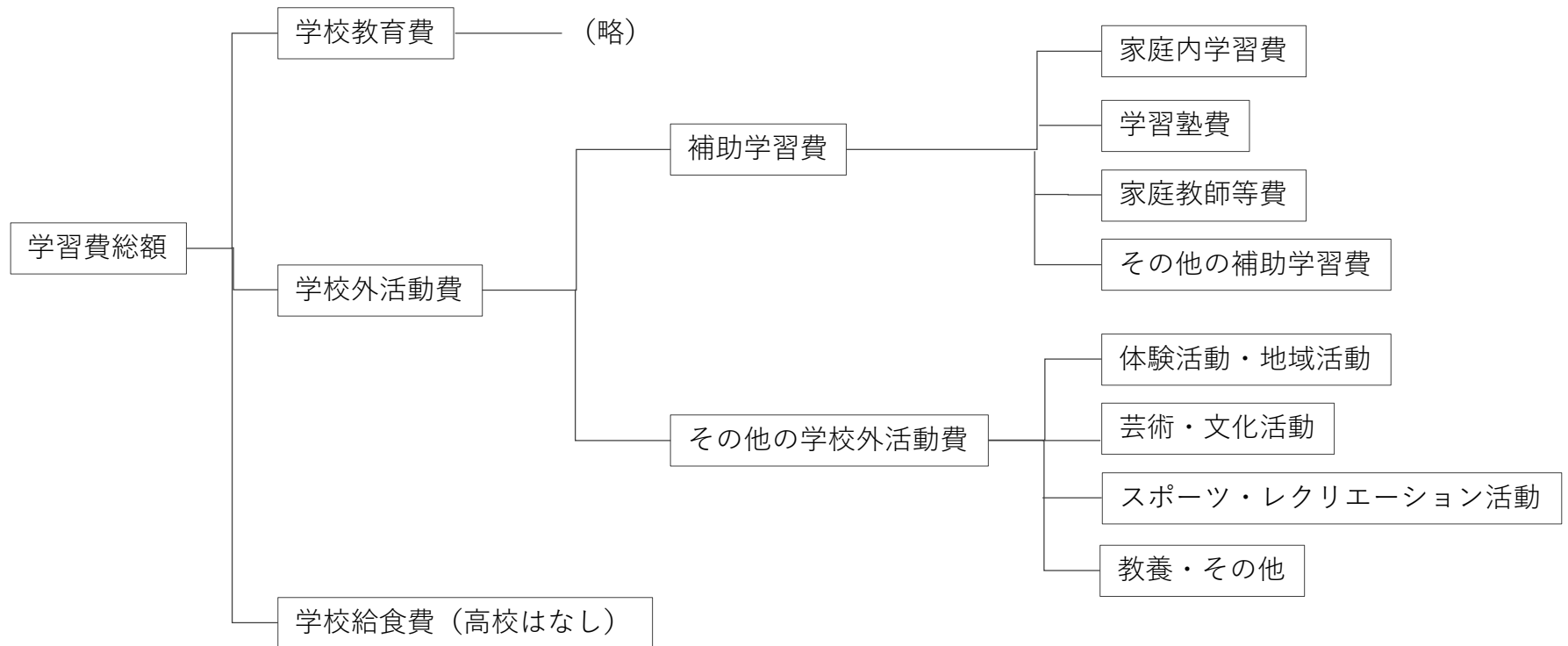
	～年収 250万円 程度	～年収 350万円 程度	～年収 500万円 程度	～年収 600万円 程度	年収 600万円 程度～
岡山	◎	○	○	○ (～590万円)	
広島	☆	○			
山口	◎				
徳島	☆	☆	○	○ (～590万円)	
香川	☆	☆	○	○ (～590万円)	
愛媛	◎※1	◎			
高知	☆	☆			
福岡	◎	◎ (～児扶手等受給)			
佐賀	◎※1	○			
長崎	◎	○	○ (～430万円)		
熊本	☆	○			
大分	◎	○			
宮崎	☆	○			
鹿児島	○				
沖縄	◎				
就学 支援金	29万 7000円	23万 7600円	17万8200円 (～590万円)	11万8800円 (～910万円)	

※1 国の高等学校等就学支援金のみで各都道府県の授業料最高額又は平均額の水準までの支援が可能。

※2 生徒が県外（大阪府・京都府・兵庫県・三重県・滋賀県・和歌山県）の私立高校に通う場合、年収560万円程度未満の世帯へ支援を実施している。

2. 学習費に関するデータ

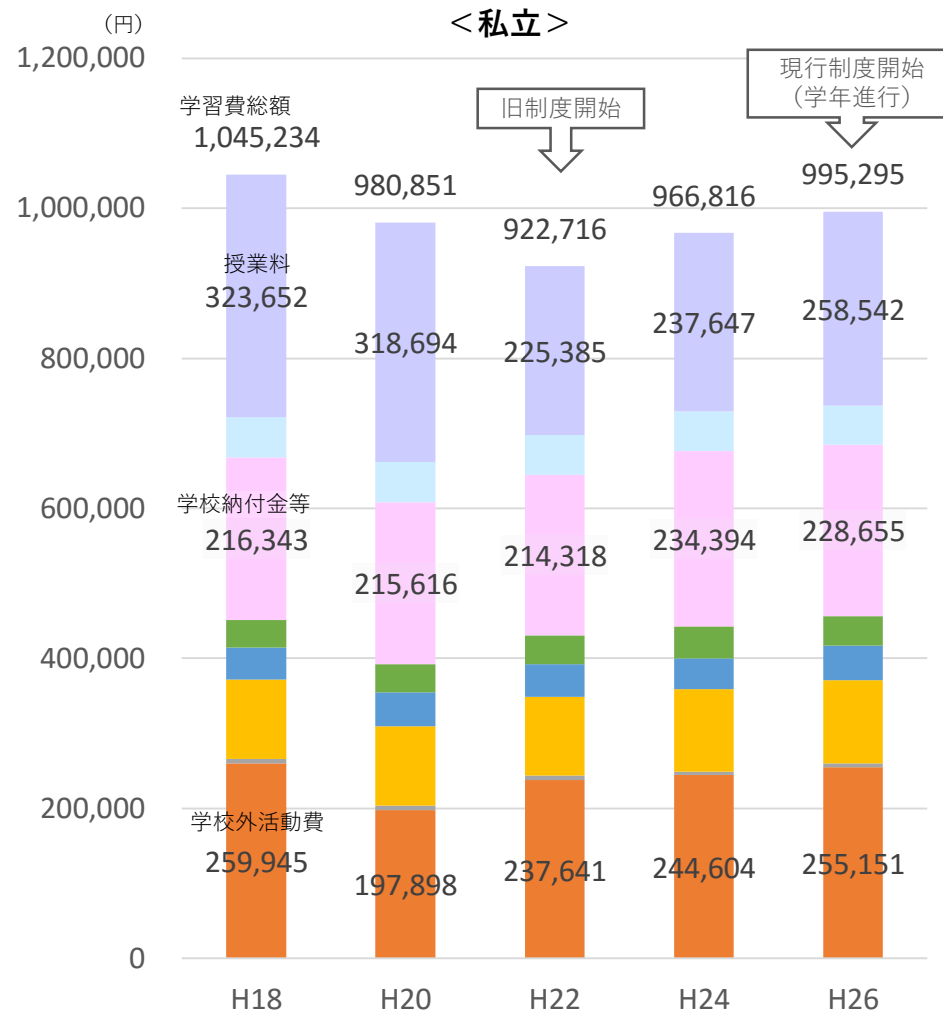
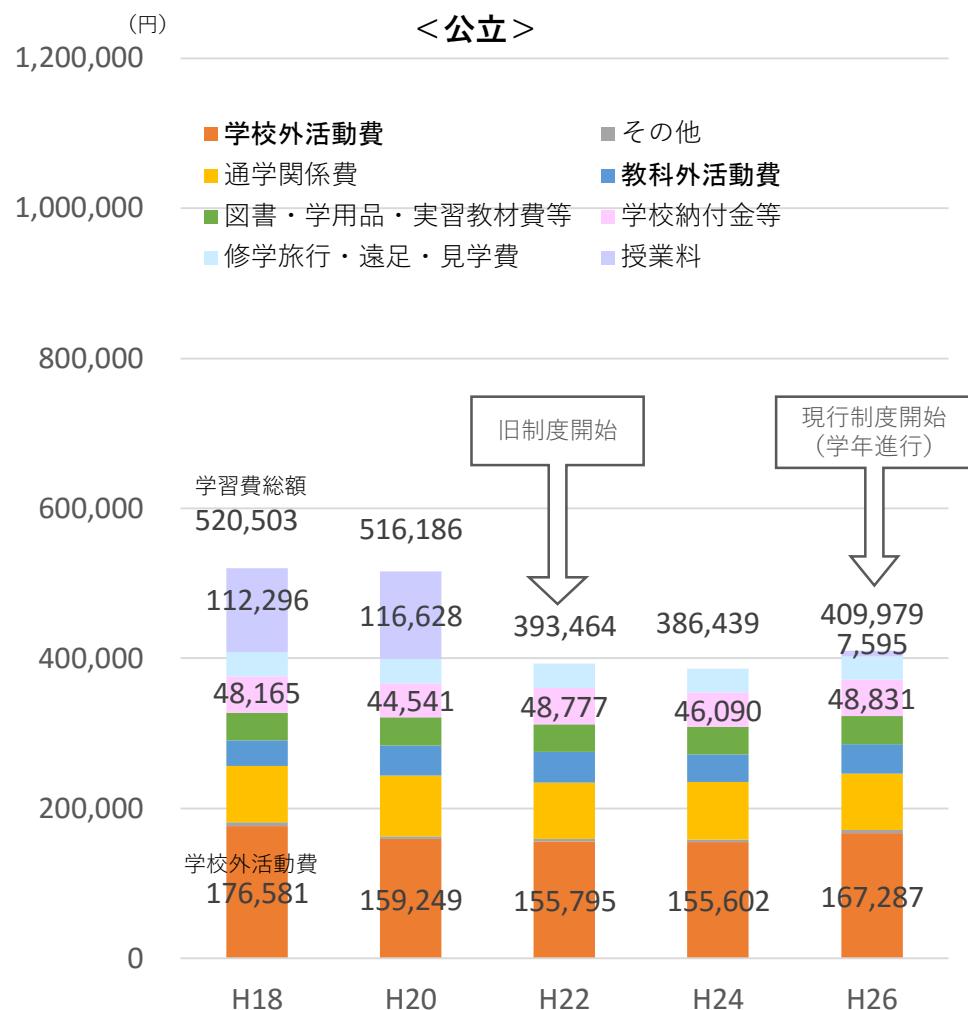
「子どもの学習費調査」における学習費の分類



学習費の推移（高等学校（全日制））

第1回資料に平成18年度調査のデータを追加したもの

○ 旧制度が開始されたH22年度に比べ、学校外活動費が増加。
 公立：約15万6千円（H22）→約16万7千円（H26）【+1万1千円，7.4%増】
 私立：約23万8千円（H22）→約25万5千円（H26）【+1万7千円，7.4%増】

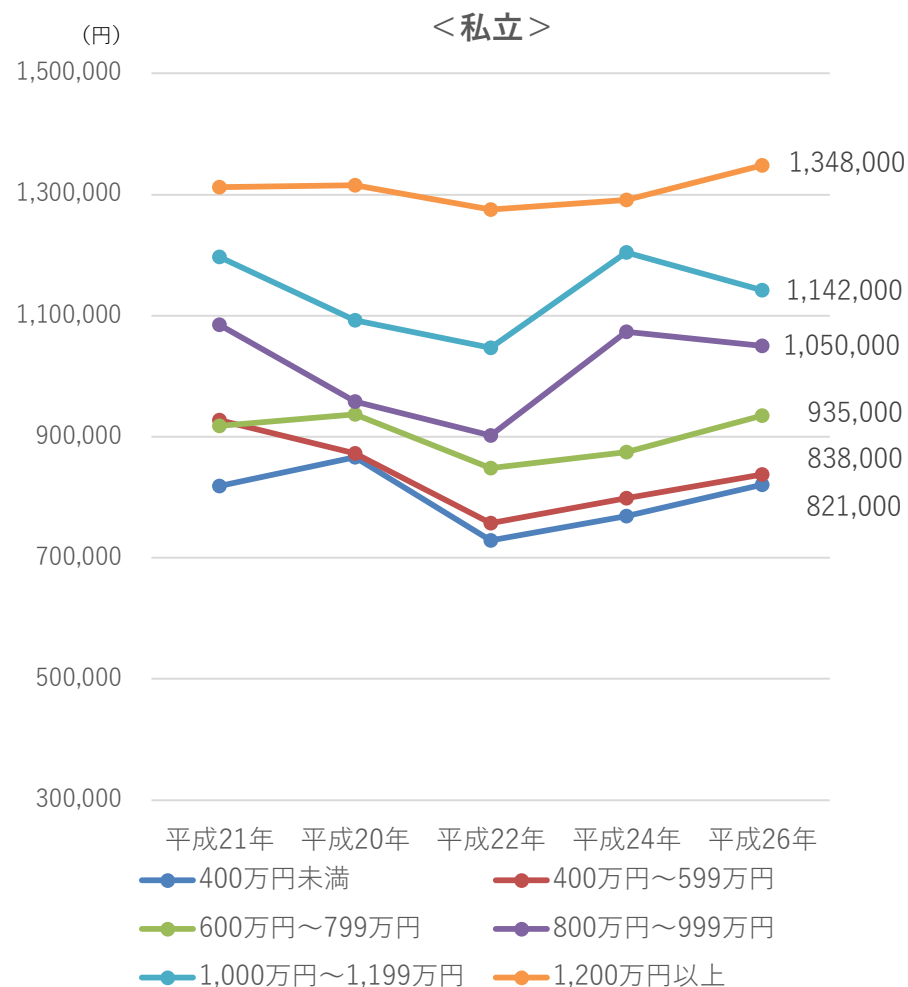
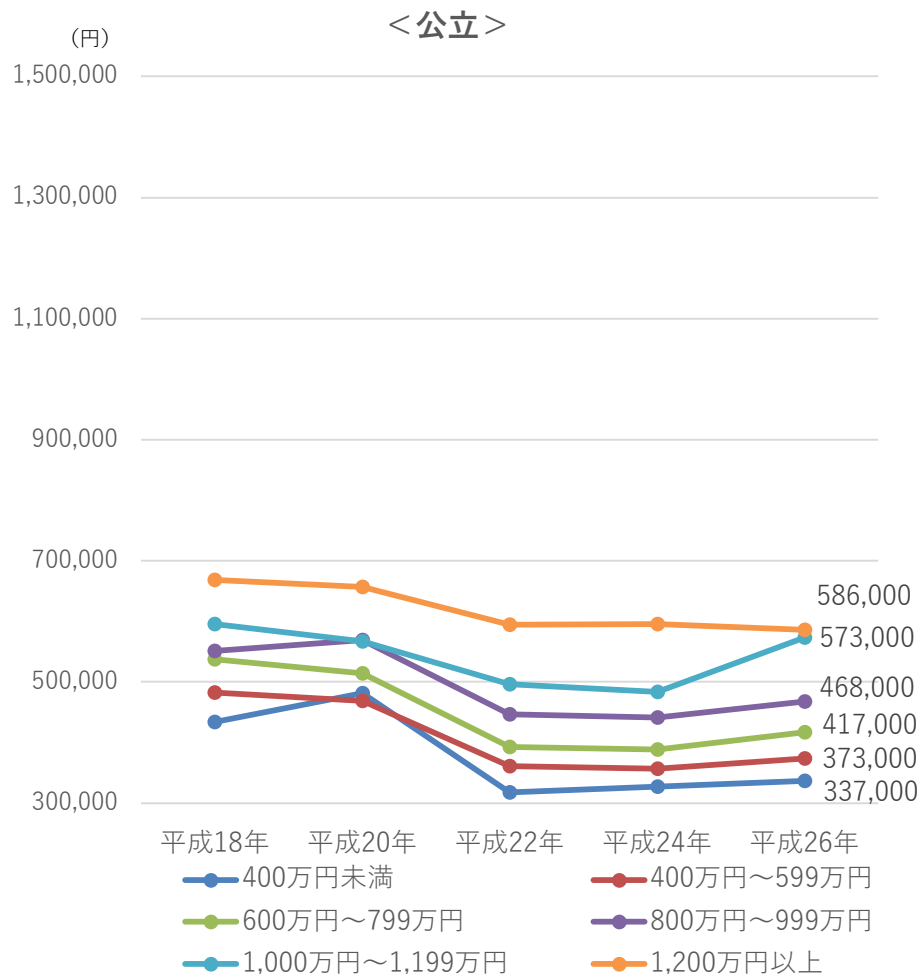


※「子どもの学習費調査」における「授業料」は、保護者が実際に支出した額であり、学校設置者が代理受領し、授業料と相殺する高等学校等就学支援金の額は含んでいない。

文部科学省「子どもの学習費調査」を基に作成

学習費総額の推移

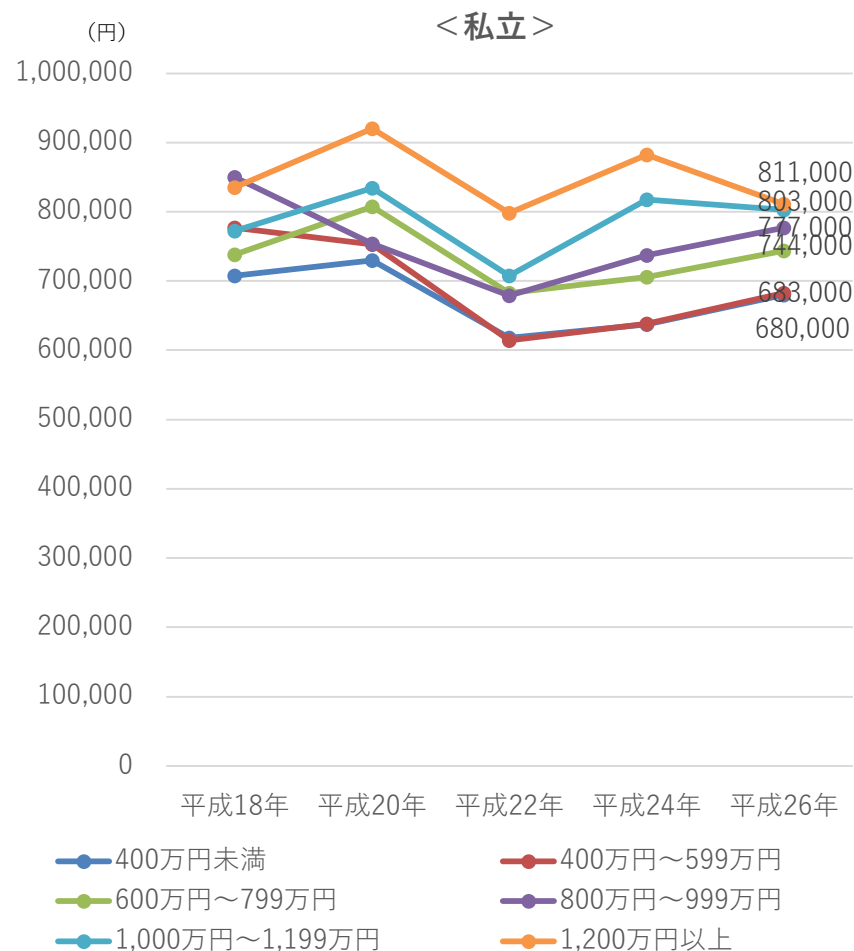
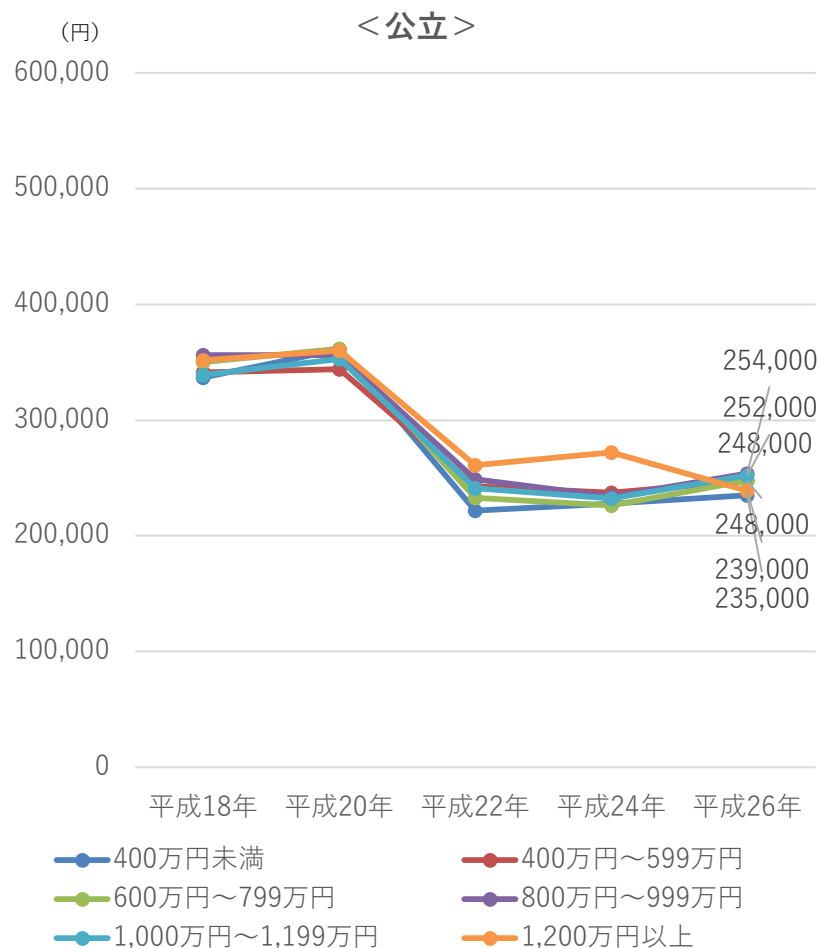
- 学習費総額は、同一の所得層でも、私立高校に通う生徒が公立高校に通う生徒を大きく上回る。
 (年収400万円未満の世帯で比べると、私立高校に通う生徒の学習費総額は、公立の2.4倍)



※「子どもの学習費調査」における「授業料」は、保護者が実際に支出した額であり、学校設置者が代理受領し、授業料と相殺する高等学校等就学支援金の額は含んでいない。

学校教育費の推移

- 学校教育費は、同一の所得層でも、私立高校に通う生徒が公立高校に通う生徒を大きく上回る。
(年収400万円未満の世帯で比べると、私立高校に通う生徒の学習費総額は、公立の2.9倍)
- 年収400万円未満世帯の学習費総額の公私差(48万4千円)のうち、学校教育費が92%(44万5千円)を占める。



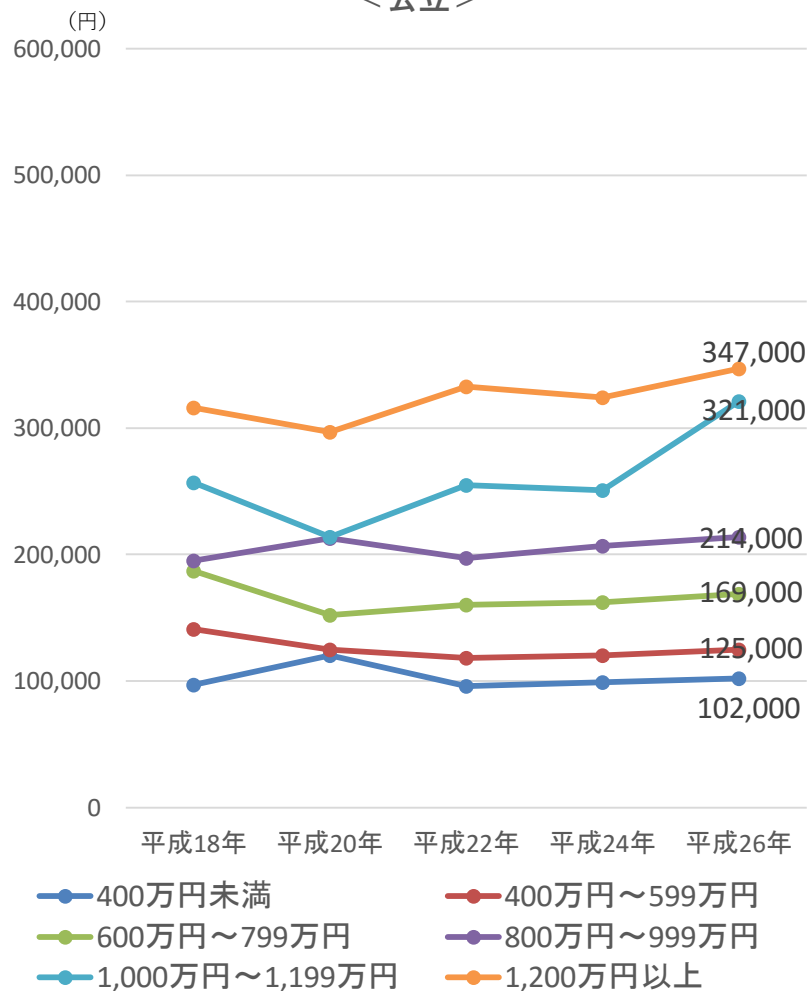
※「子どもの学習費調査」における「授業料」は、保護者が実際に支出した額であり、学校設置者が代理受領し、授業料と相殺する高等学校等就学支援金の額は含んでいない。

文部科学省「子どもの学習費調査」を基に作成

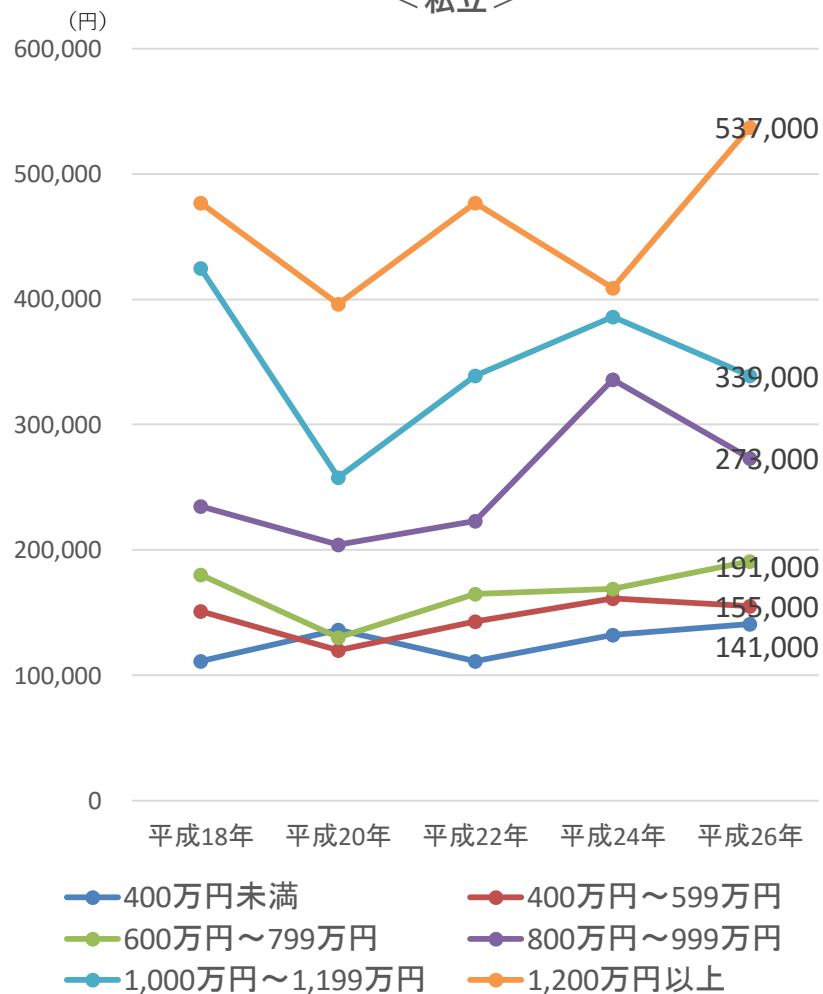
学校外活動費の推移

○ 旧制度が開始された平成22年度から、学校外活動費は概ね増加傾向であるが、高校1年生に所得制限が導入された平成26年・私立において、年収800万～999万円層で6万3千円減、年収1千万～1199万円層で4万7千円減となっている。

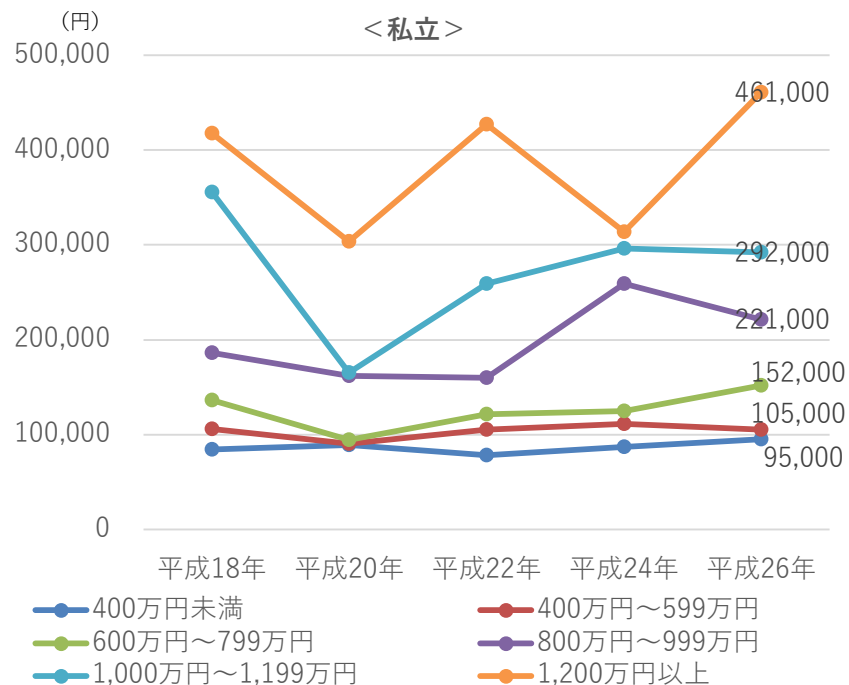
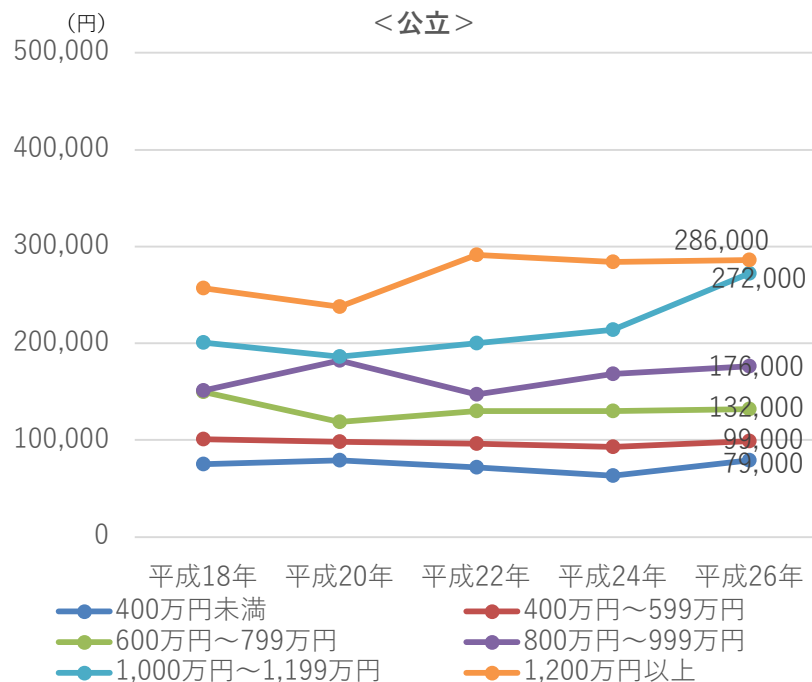
< 公立 >



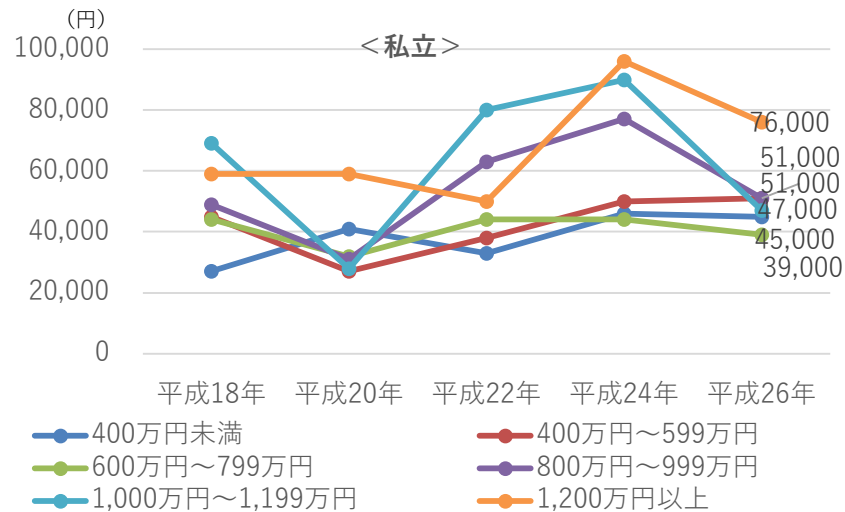
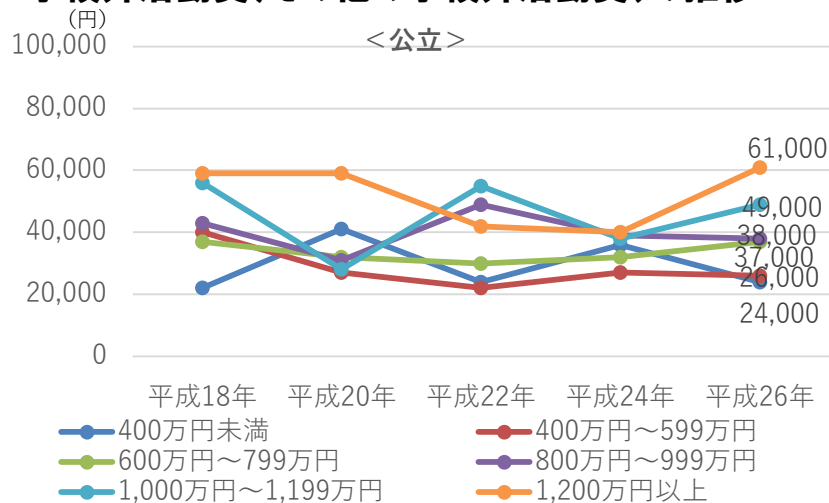
< 私立 >



学校外活動費(補助学習費)の推移

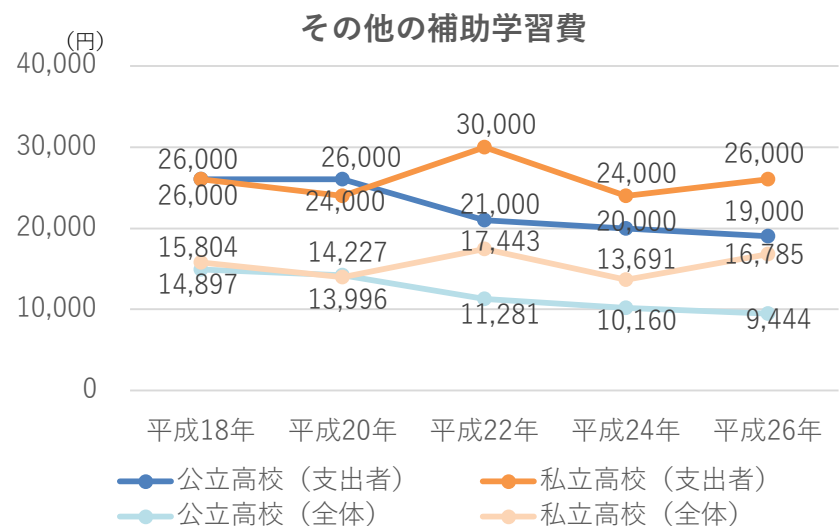
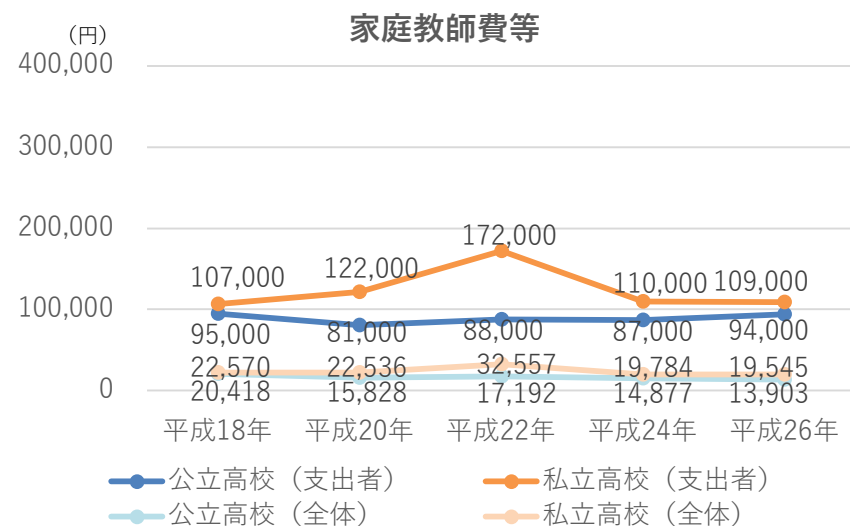
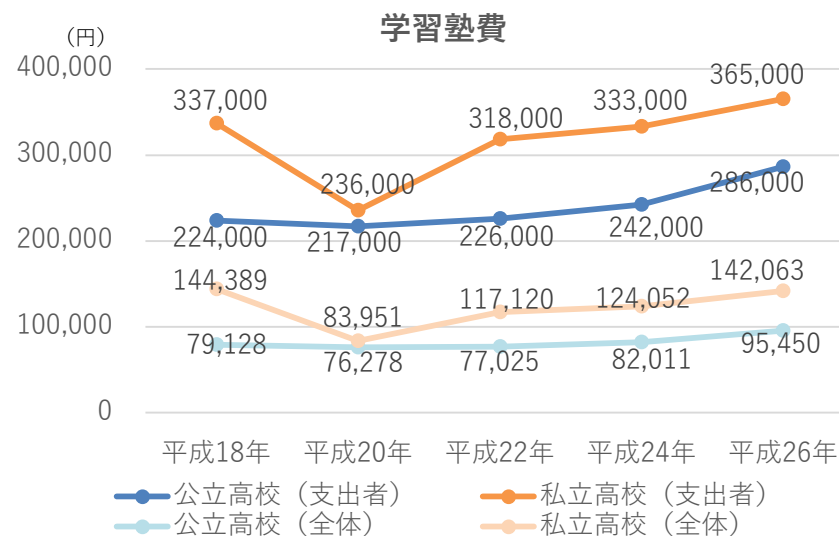
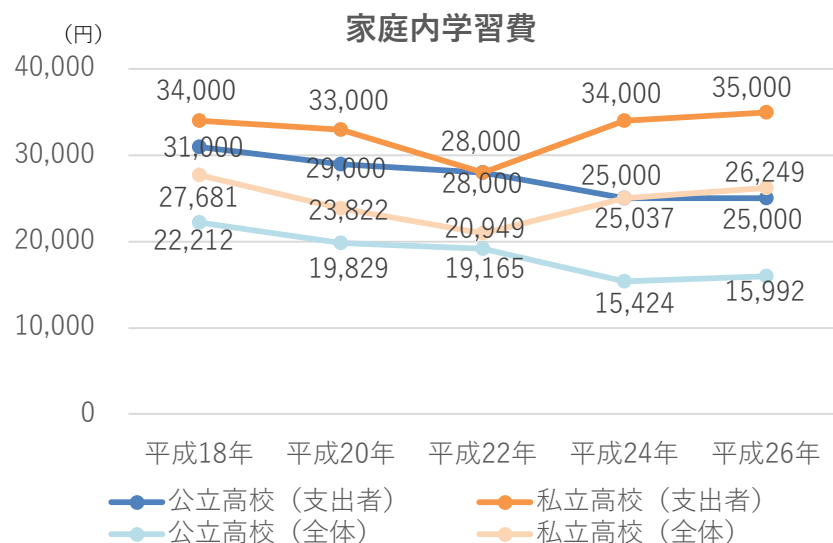


学校外活動費(その他の学校外活動費)の推移



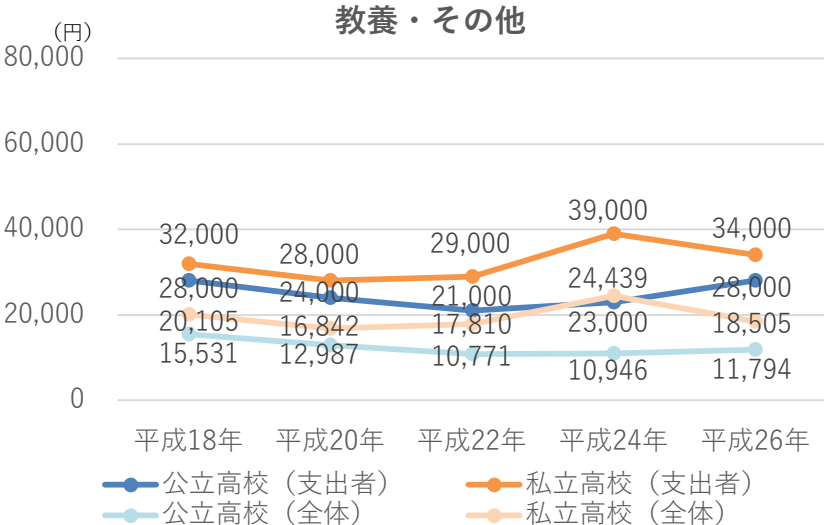
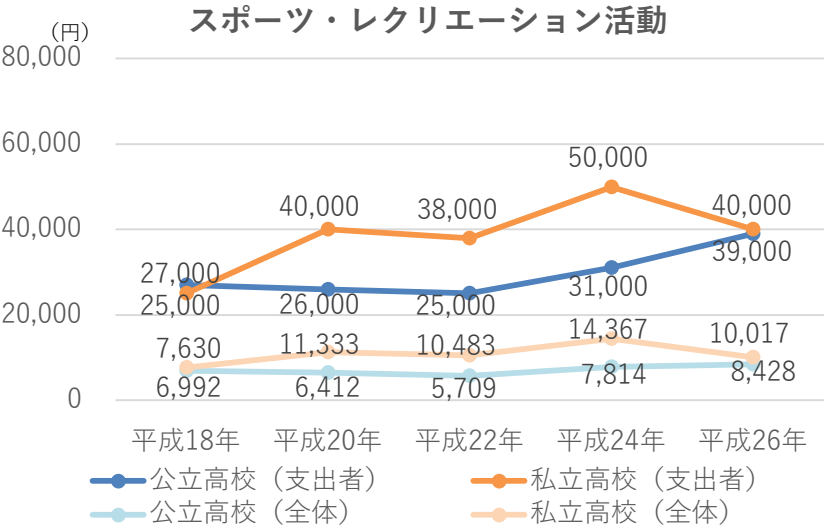
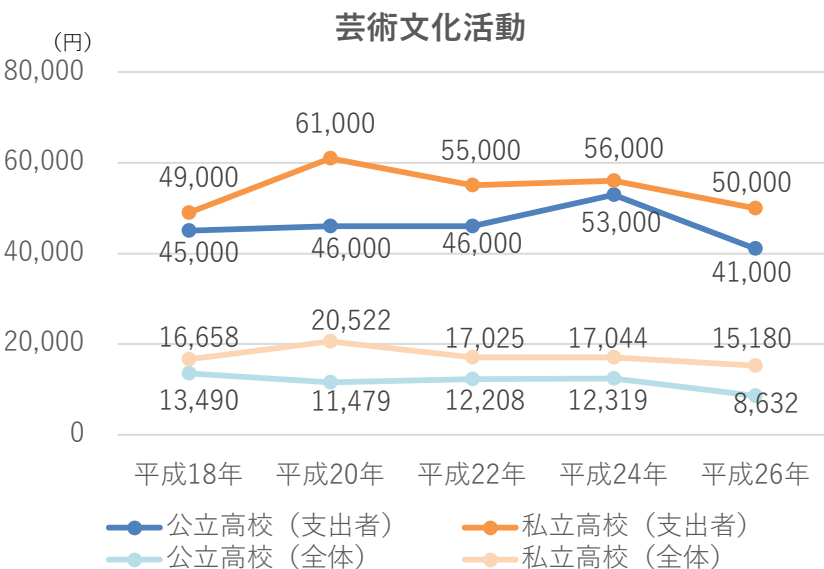
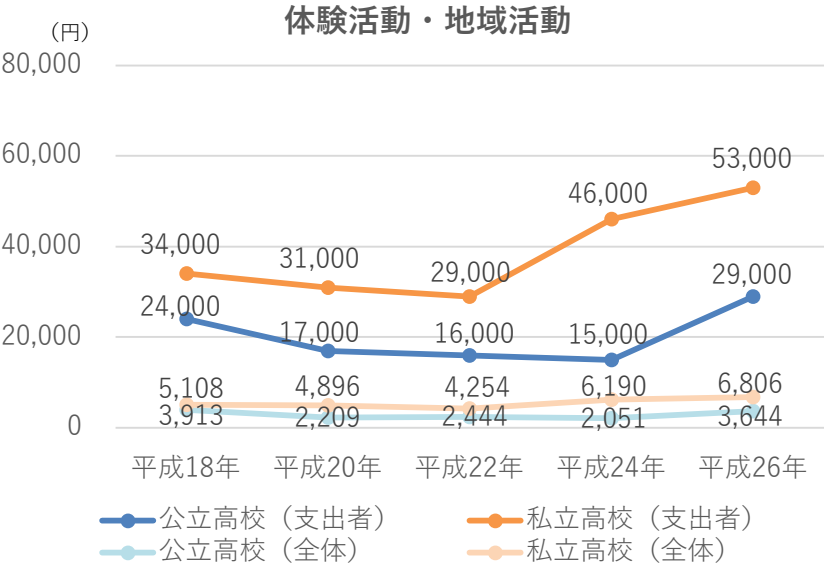
費目別平均額の推移（学校外活動費(補助学習費)）

○ 補助学習費のうち、学習塾費は、平成22年以降、公立・私立ともに増加傾向。



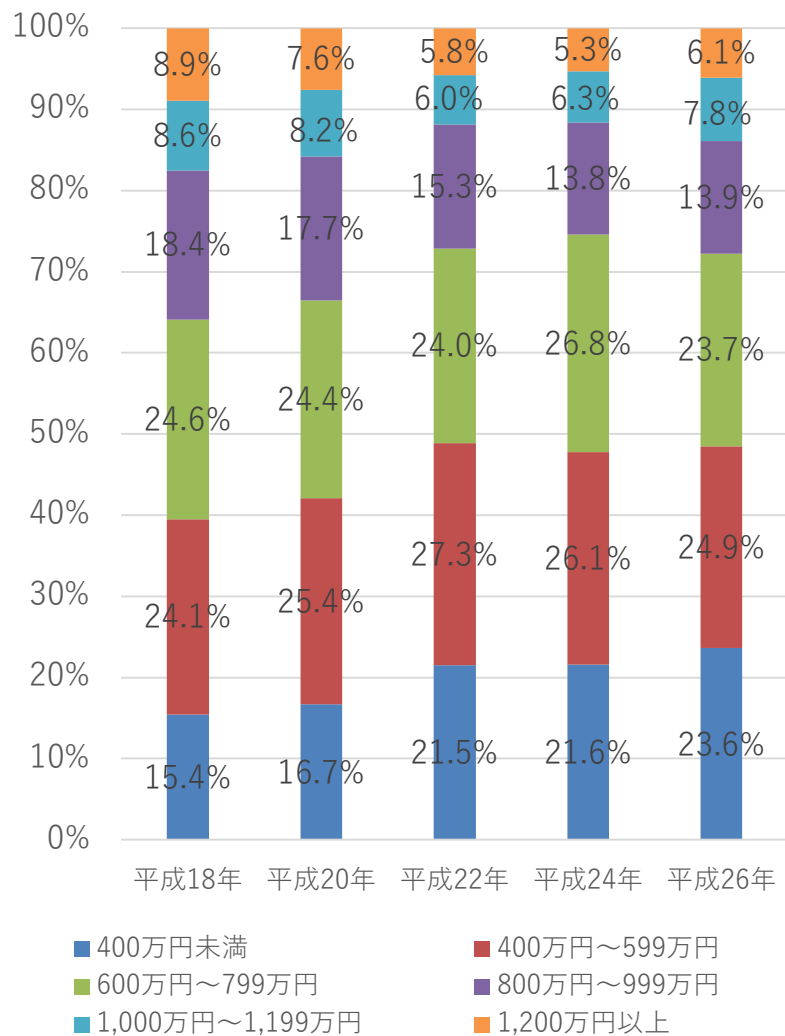
費目別平均額の推移（学校外活動費(その他の学校外活動費)）

○ その他の学校外活動費（支出者平均額）では、平成20年に比べると、公立ではスポーツ・レクリエーション活動，私立では体験活動・地域活動が最も増加。

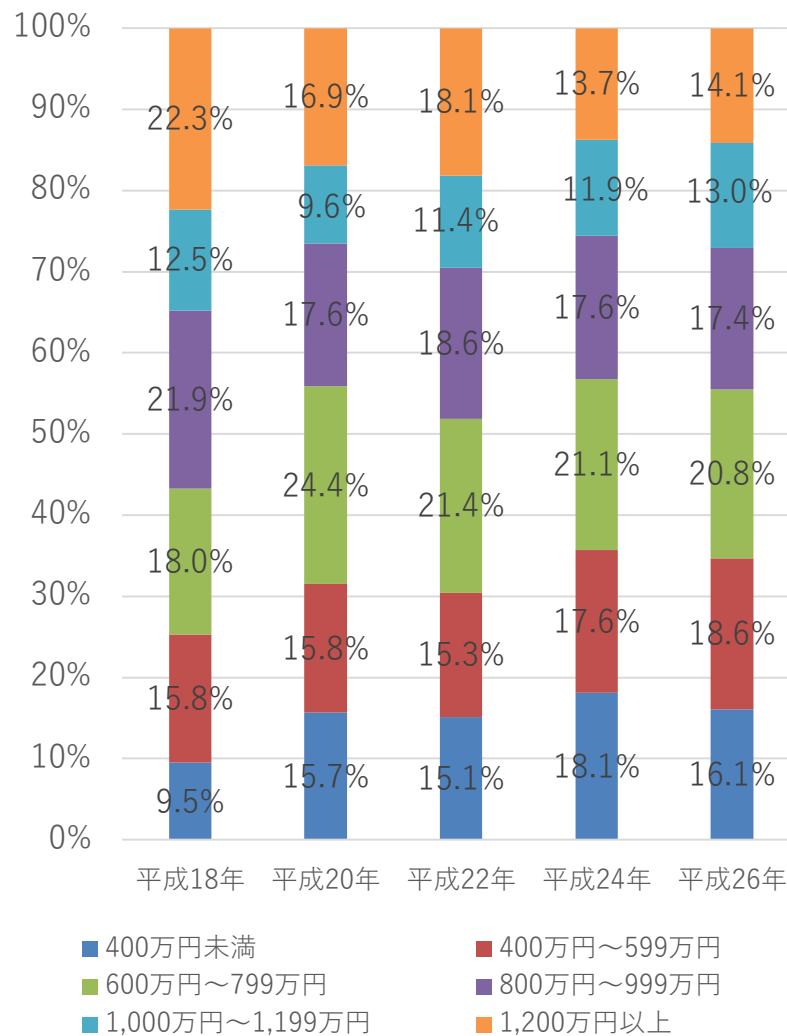


【参考】所得別構成比(高等学校(全日制))

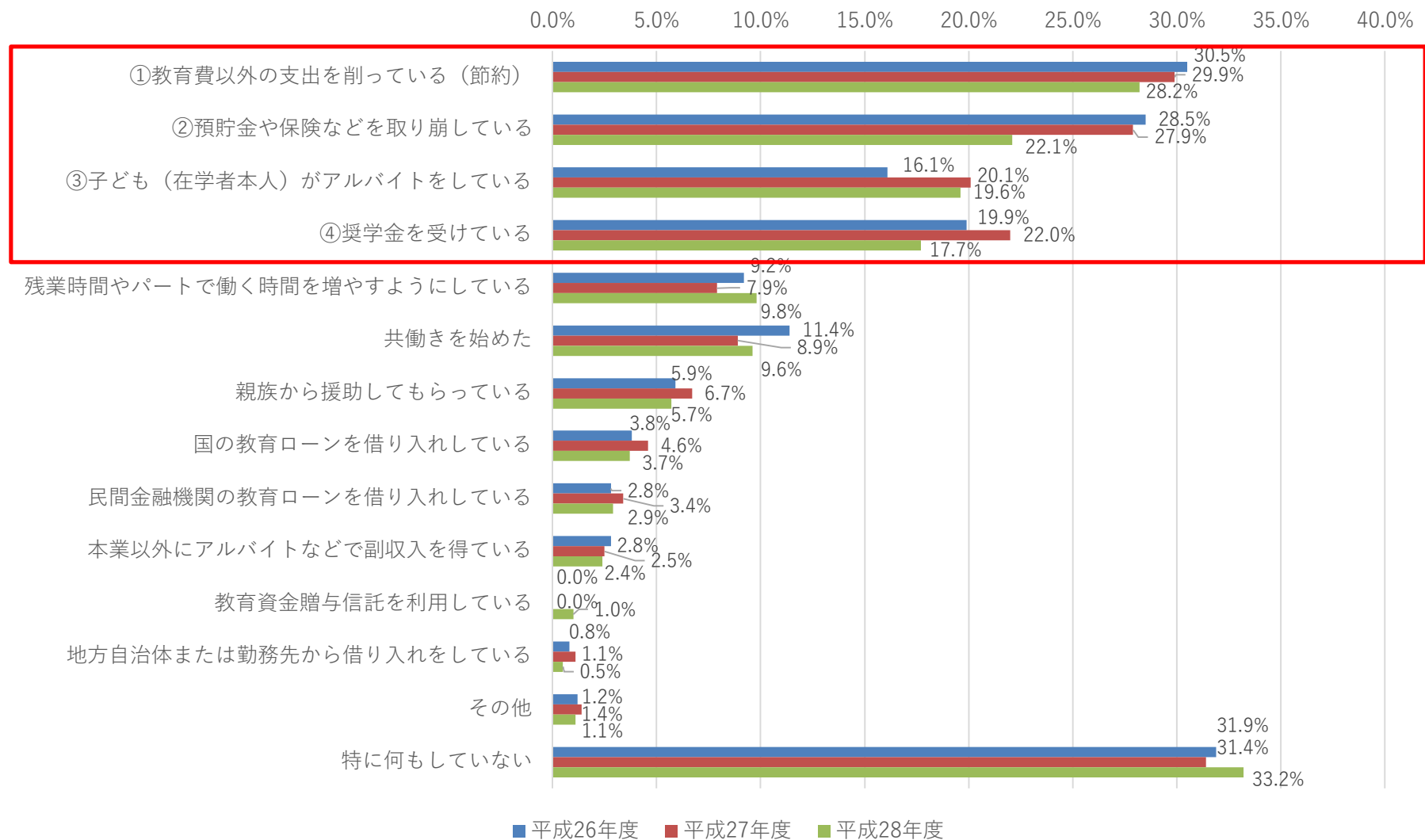
< 公立 >



< 私立 >



【参考】教育費の捻出方法（日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」より）



※三つまでの複数回答。

※各都道府県100人（計4,700人）を対象にした、インターネットによるアンケート調査。

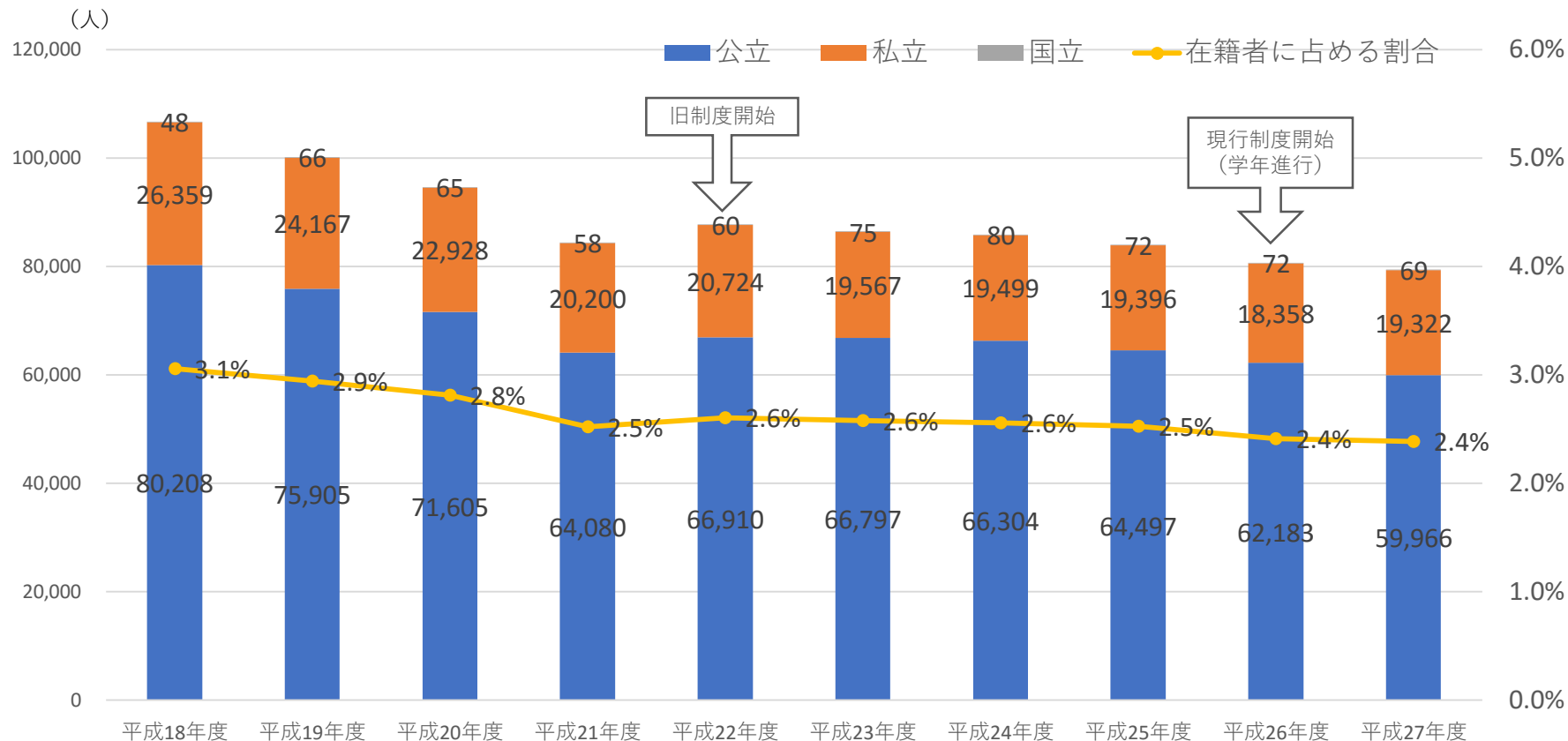
日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」を基に作成

3. 長期欠席者及び中退者に関するデータ

高等学校長期欠席者数の推移(平成18年度～平成27年度, 国公私別)

○ 高等学校の長期欠席者数は平成22年以降, 減少傾向。

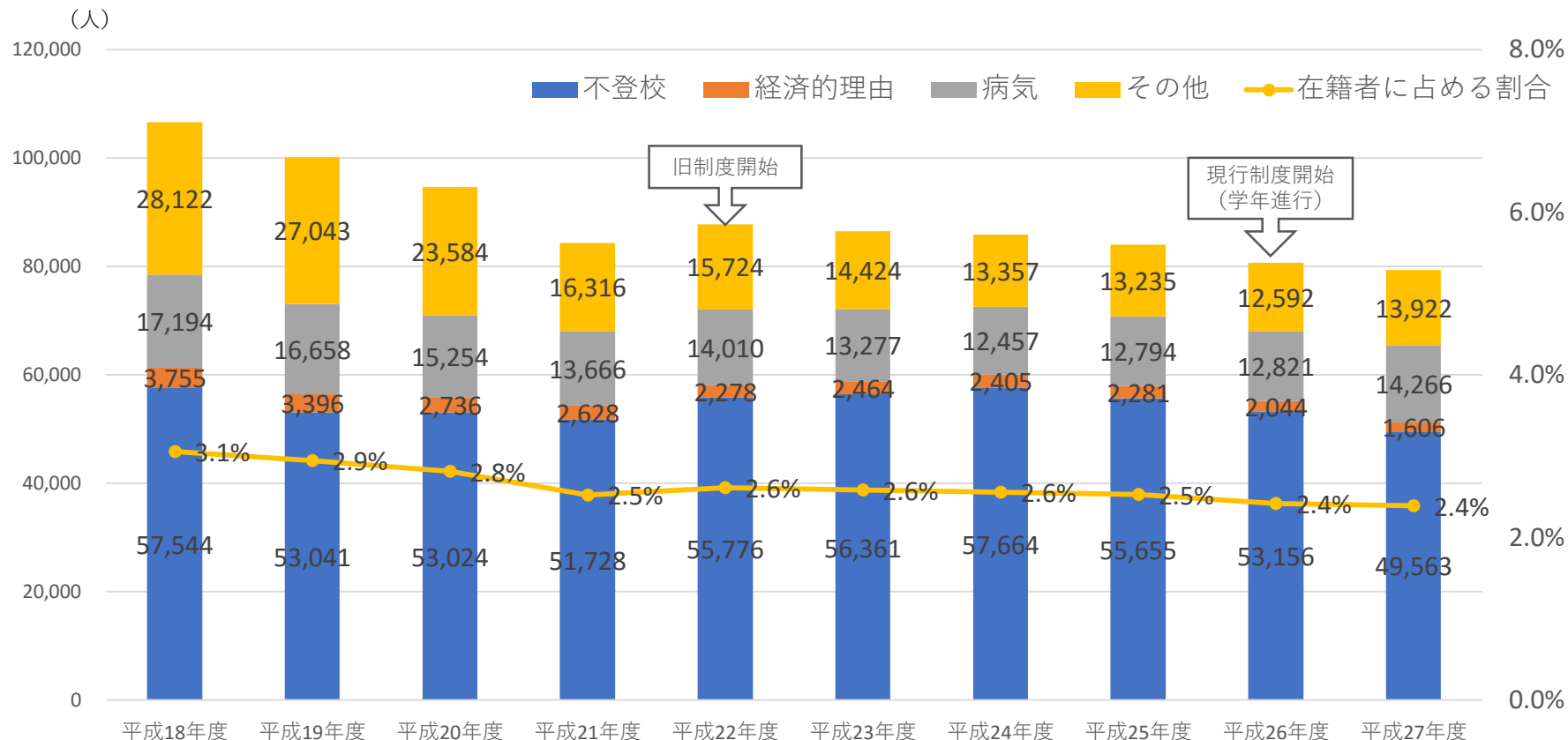
(対H21年度: 約5100人減 (在籍者に占める割合で0.1ポイント), 対H25年度: 約4800人減 (同0.1ポイント))



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

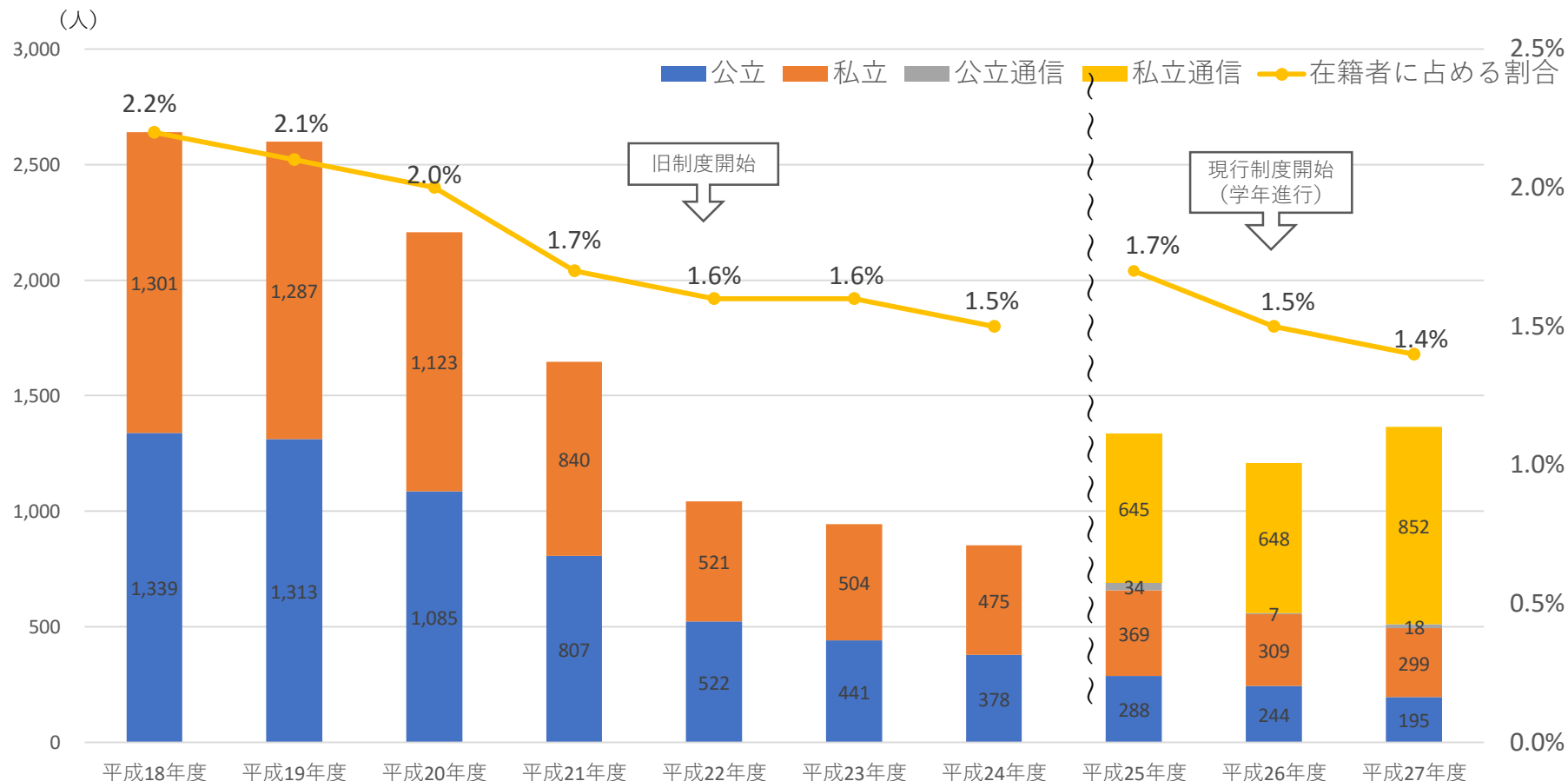
高等学校長期欠席者数の推移（平成18年度～平成27年度，理由別）

- 高等学校の長期欠席者数を理由別にみると，近年，減少し続けているのは，
- ・平成23年以降の経済的理由による長期欠席者
 - ・平成24年以降の不登校による長期欠席者



経済的理由による高等学校中途退学者数の推移（平成18年度～平成27年度，事由別）

○ 経済的理由による中途退学者は，全日制・定時制は一貫して減少しているものの，平成25年度より調査対象となった通信制については，平成27年度は中途退学者が増となっている。

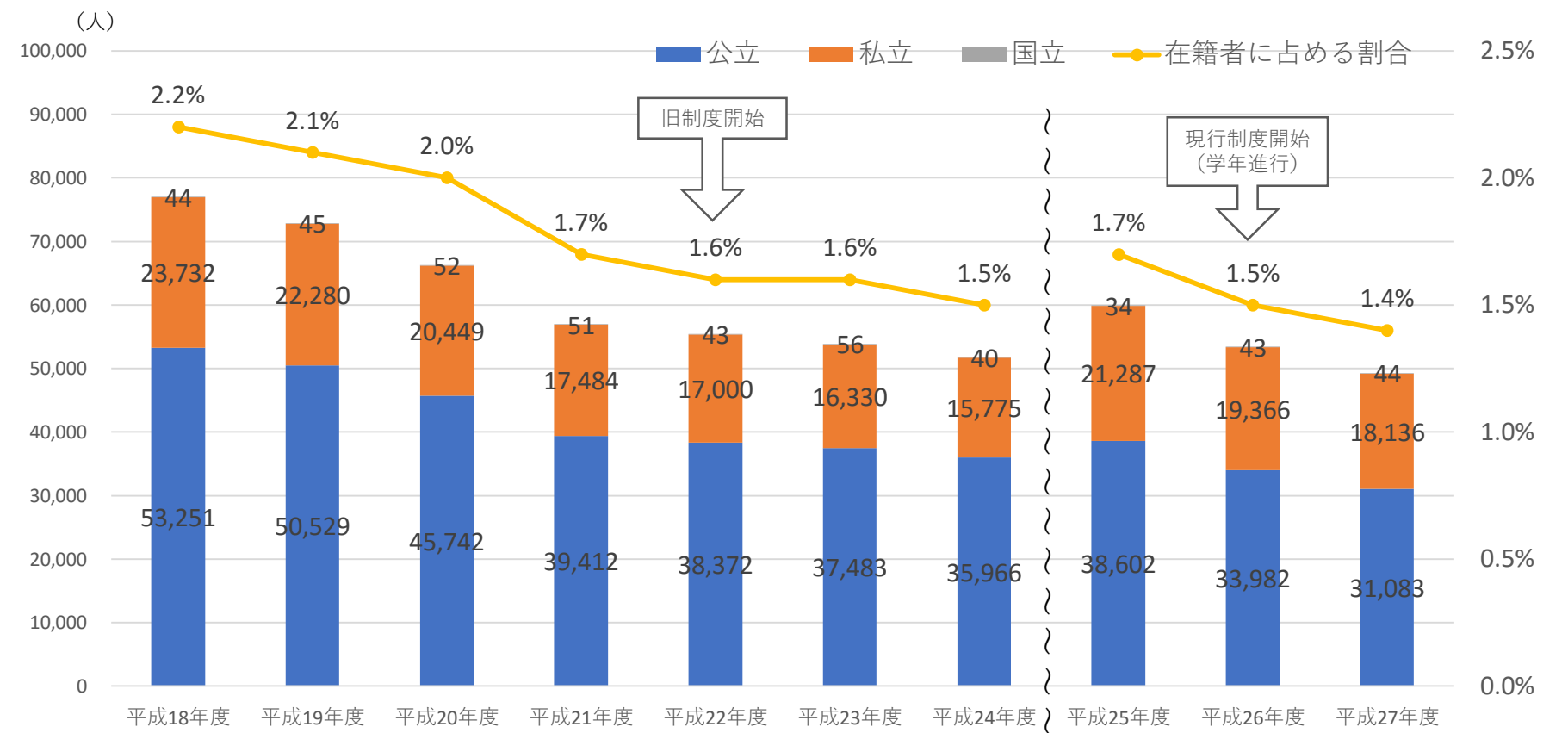


注1：平成25年度からは，高等学校通信制課程も調査
 注2：中途退学者1人につき，主たる理由を一つ選択

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

高等学校中途退学者数の推移（平成18年度～平成27年度，事由別）

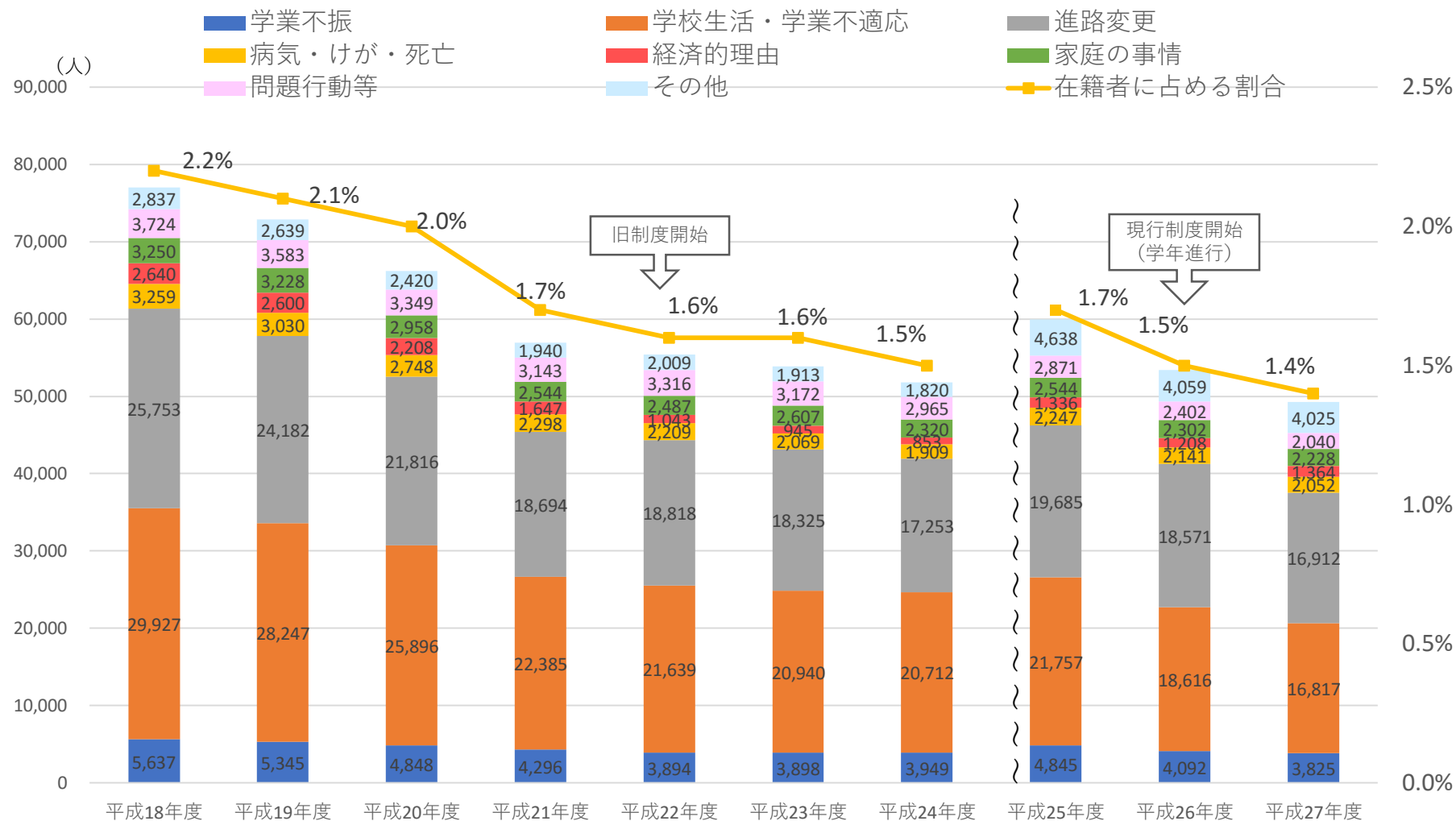
○ 経済的理由以外の理由を含む中途退学者数は，近年減少傾向にあり，通信制を含んだ中途退学者数及び中途退学者数の在籍者全体に占める割合も減少している。



注：平成25年度からは、高等学校通信制課程も調査

高等学校中途退学者数の推移(平成18年度～平成27年度, 事由別)

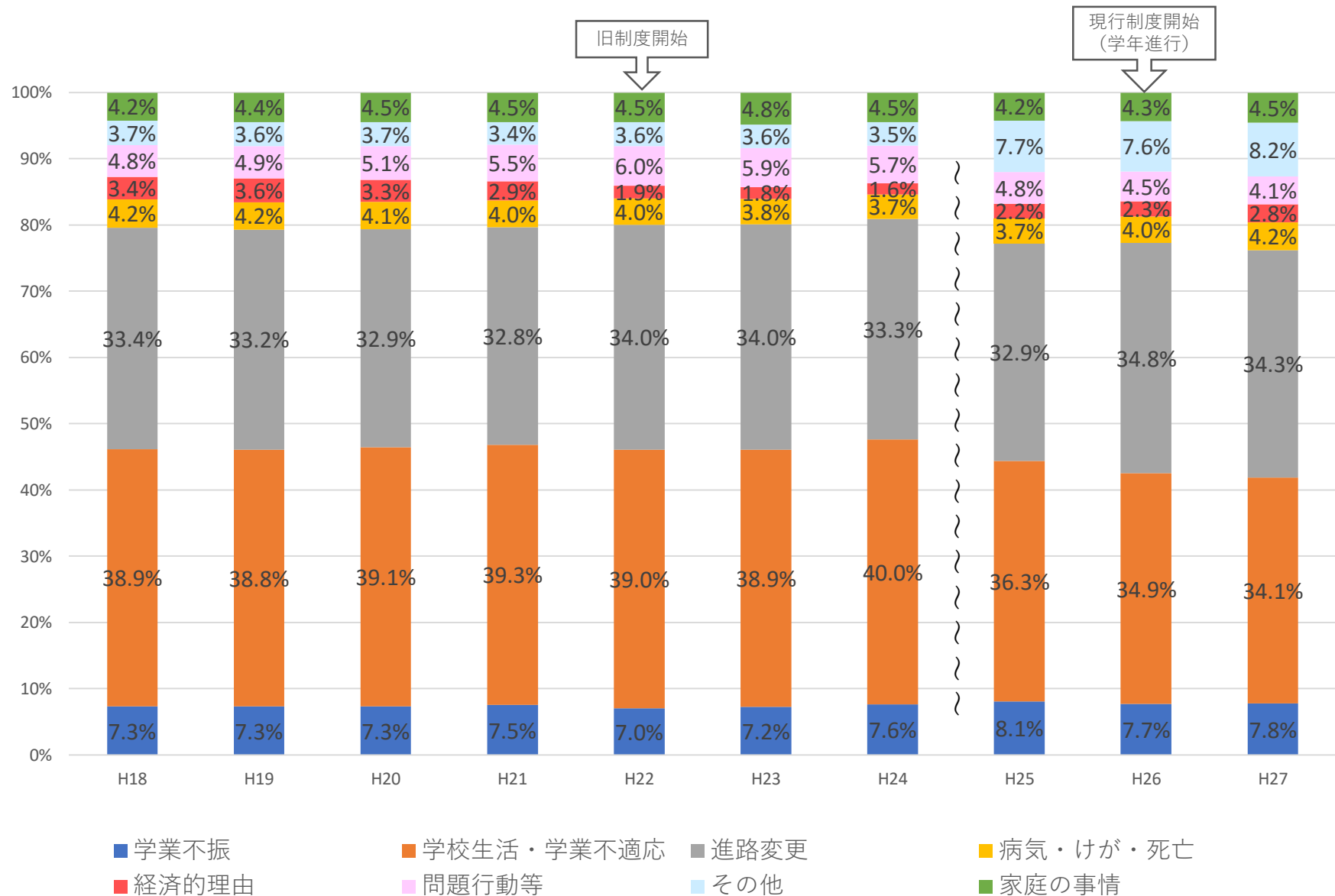
○ 通信制課程を対象とした平成25年度以降, 事由別の中途退学者数をみると, 「学校生活・学業不適応」「問題行動等」については, 中途退学者数及び構成比ともに減少し続けている。



注1: 平成25年度からは、高等学校通信制課程も調査
 注2: 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

高等学校中途退学者数の推移(構成比) (平成18年度～平成27年度, 事由別)

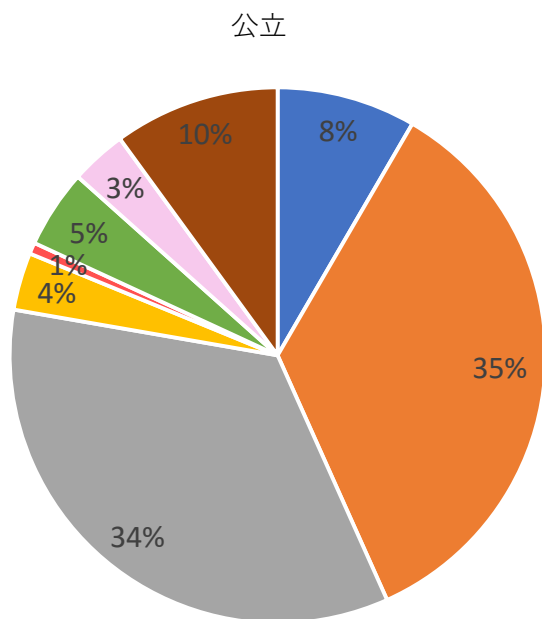


注1：平成25年度からは、高等学校通信制課程も調査
 注2：中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

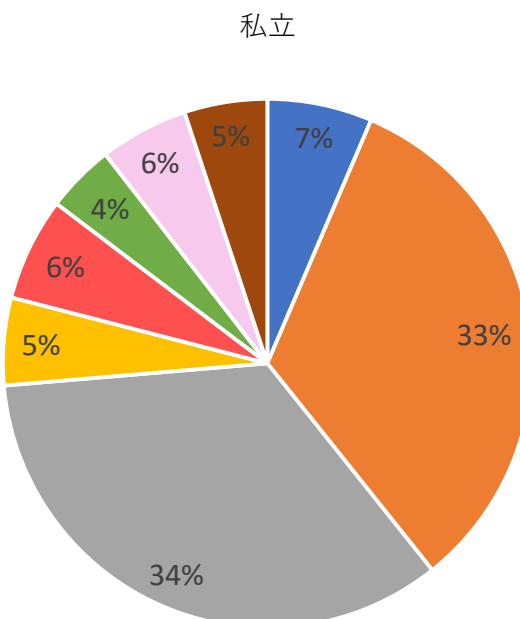
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に作成

事由別中途退学者の割合①（平成27年度, 国公立別）

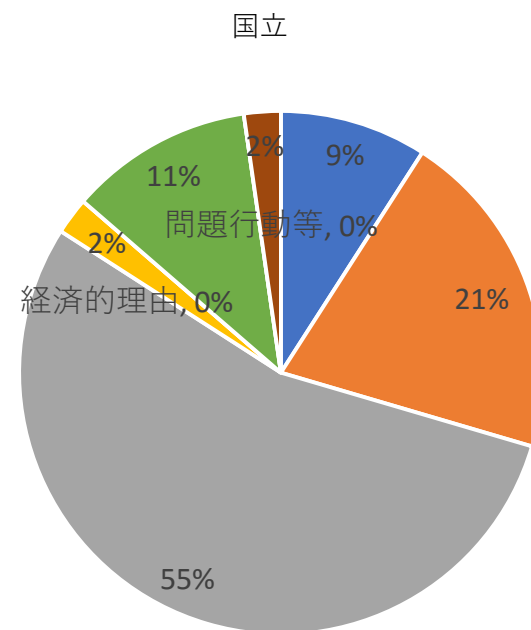
- 経済的理由による中途退学者の割合は、公立よりも私立で高くなっている。
- 国立では、経済的理由，問題行動等による中途退学者の割合が0であり，進路変更による中退者が半数を占める。



- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他



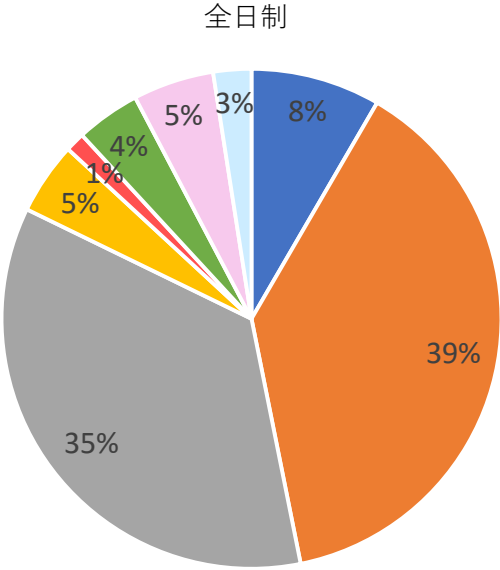
- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他



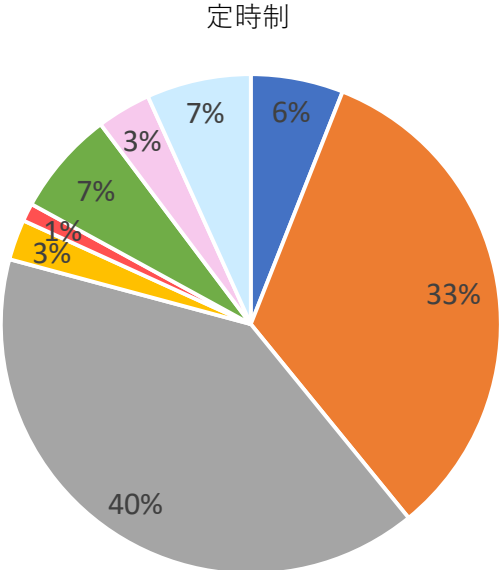
- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他

事由別中途退学者の割合②（平成27年度，課程別）

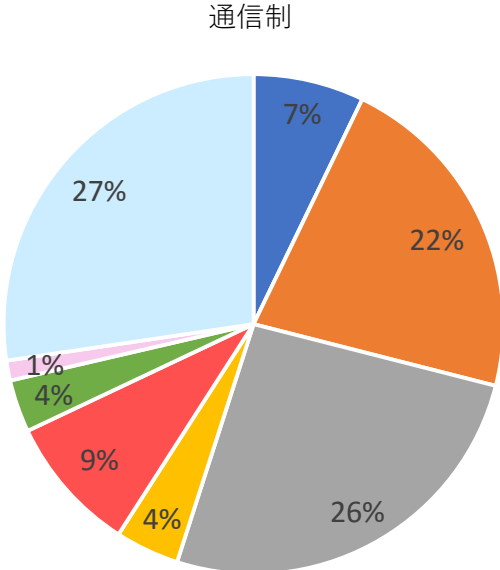
- 経済的理由による中途退学者の割合は，全日制・定時制よりも通信制で高くなっている。
- 通信制では，その他の理由による中途退学者が4分の1を占めている。



- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他



- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他



- 学業不振
- 学校生活・学業不適応
- 進路変更
- 病気・けが・死亡
- 経済的理由
- 家庭の事情
- 問題行動等
- その他

【参考】フリースクールについて

一般的に、不登校児童生徒等に対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設をいう。
その規模や活動内容は多種多様であり、法的規制や行政上の指導・監督に服することなく、民間において事由に設置・運営されている。

高等学校段階以上も含めた在籍者数（*）

（*）以下の3.～5.は義務教育段階の子供が在籍している団体・施設における高等学校段階以上の在籍者数であり、義務教育段階の子供を受け入れていない団体・施設における高等学校段階以上の在籍者は含まない。

	男子	女子	計	割合（%）
1. 小学生	1,095	738	1833	26.1%
2. 中学生	1,340	1,023	2,363	33.7%
3. 高校生	966	667	1,633	23.3%
4. 高校に在籍しない16～18歳	228	142	370	5.3%
5. 高校、大学に在籍しない19歳以上	552	260	812	11.6%
計	4,181	2,830	7,011	100.0%

（出典）小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査（文部科学省）

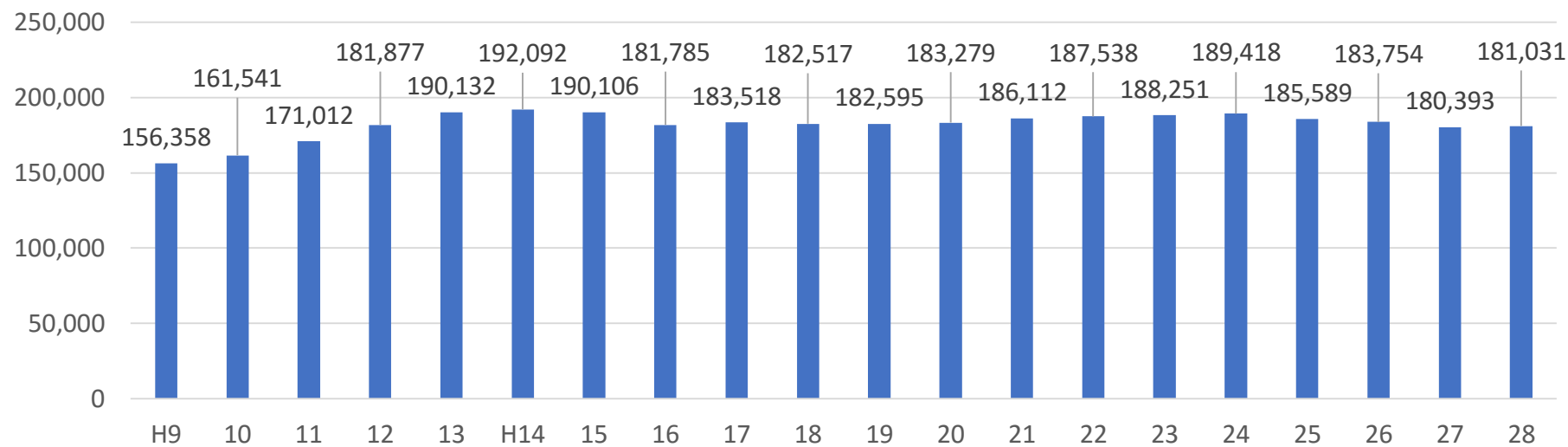
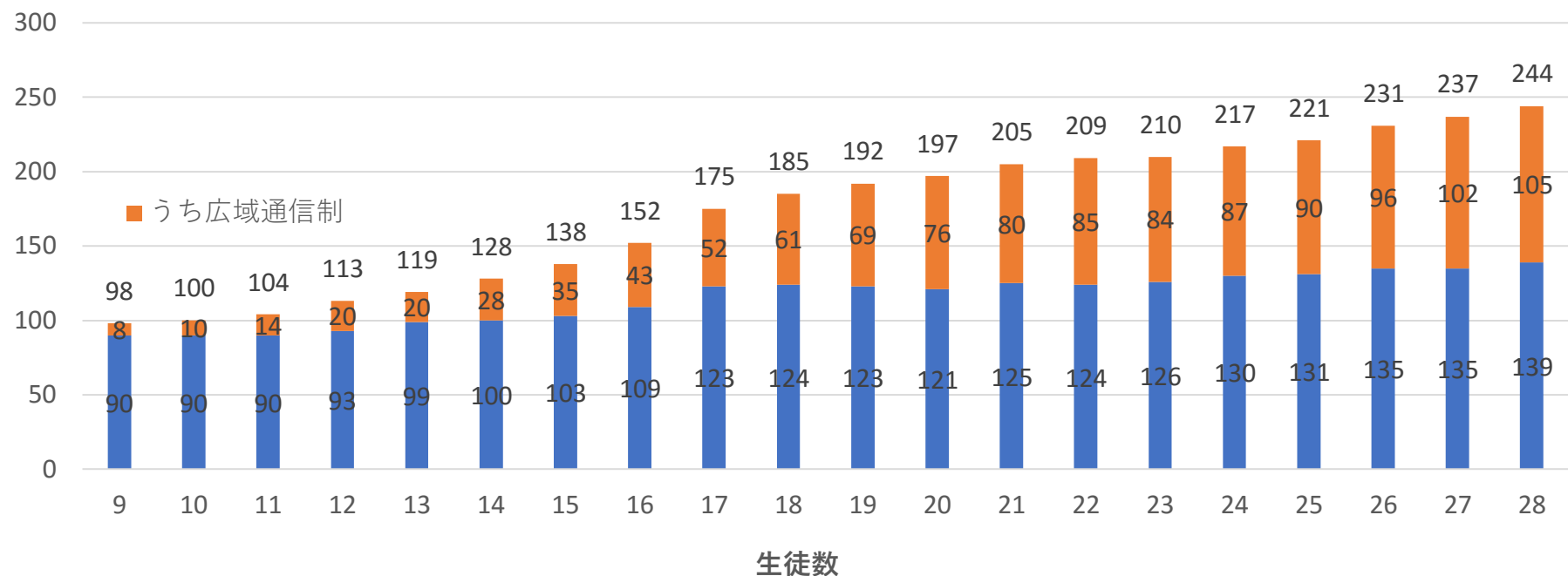
調査時点：平成27年3月

調査対象：小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設

（主に外国人の子供を対象とするものを除く）

※調査時点において、各教育委員会の協力を得て文部科学省において把握できた団体・施設に対して調査を依頼して実施したものであり、すべてのフリースクールを網羅しているものではない。

【参考】通信制高等学校の現状



4. 公私間格差に関するデータ

公私立高等学校協議会について

(1) 概要

各都道府県において、公私立高等学校の役割分担や公私立高等学校の配置計画等について協議、検討を行うもの。

各都道府県において、名称や構成員、年間の会議回数、議題等は様々であるが、以下のような議題について協議、検討が行われている。

- ・ 公立高等学校の配置計画
- ・ 次年度入学者の公私立募集定員比率や選抜日程
- ・ 公私立高等学校における生徒指導上の諸問題
- ・ 高校生の就職状況

(参考)

公私立高等学校協議会の設置について

(昭和50年9月1日文管助第252号文部省管理局長通知)

(抜粋)

公立及び私立の高等学校の設置者は、今後の公私立高等学校の役割分担その他高等学校教育の諸問題について協議し、検討を行うとともに、特に公私立高等学校の配置計画等について十分な協議を行うことが適切と考えます。

については、各都道府県においては、知事部局、教育委員会及び学校法人の関係者並びに公私立の 高等学校長及び中学校長等を構成員とする「公私立高等学校協議会」（仮称）を設け、本協議会において、上記の公私立の高等学校教育に係る諸問題を協議することが適当と考えますのでよろしくお取り計らい願います。

(2) 募集定員比率に関する協議の事例

(ア) 東京都

- ・ 東京都の公私連絡協議会において、平成27年度から平成31年度までを対象とした「第四次中期計画」において都立高校及び私立高校の都内公立中卒者の受入れ分担の比率を59.6（都立）対40.4（私立）としている。

(イ) 神奈川県

- ・ 神奈川県公私立高等学校設置者会議において、平成24年度までは、全日制公立高校の入学定員を公立中学校卒業予定者の6割としてきた。
- ・ 25年度以降については、全日制進学率の向上の推進を前提としつつ、それまでの公私立間の定員協議の経緯を勘案し、公私各々が自らの責任において実現を目指す定員目標を設定する方式としている。

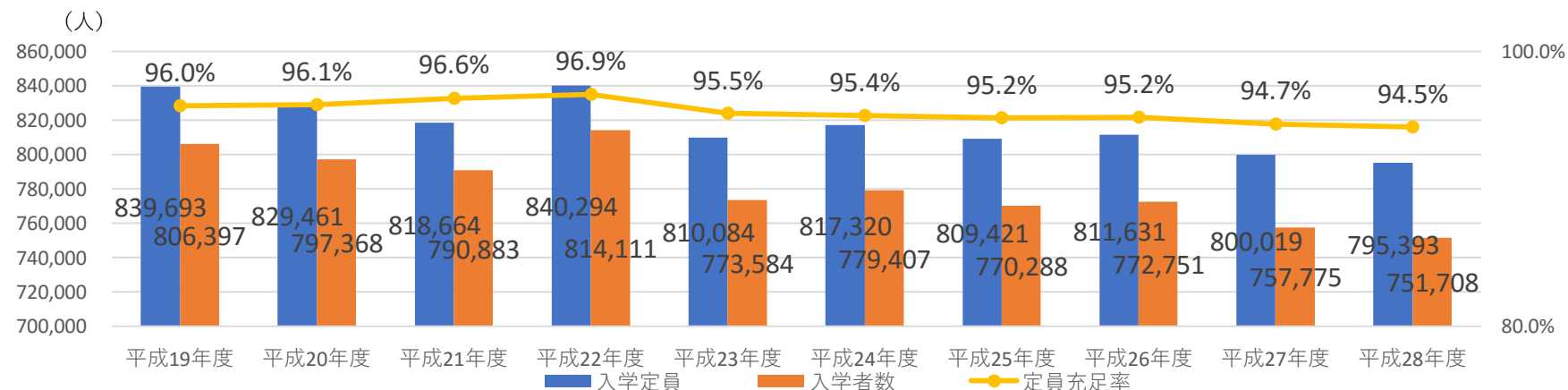
(ウ) 大阪府

- ・ 大阪府公私立高等学校連絡協議会において、平成9年に公立高校の受け入れ定員比率を7対3と設定。
- ・ 平成23年度から授業料支援補助金を拡充し、公私間の授業料面での競争条件をほぼ同一とする制度が導入されたことにあわせ、公私受入枠（7・3枠）を設定する仕組みを見直し、現在は、公私トータルで高校進学予定者数を上回る募集人員が確保されていることを確認する仕組みとしている。

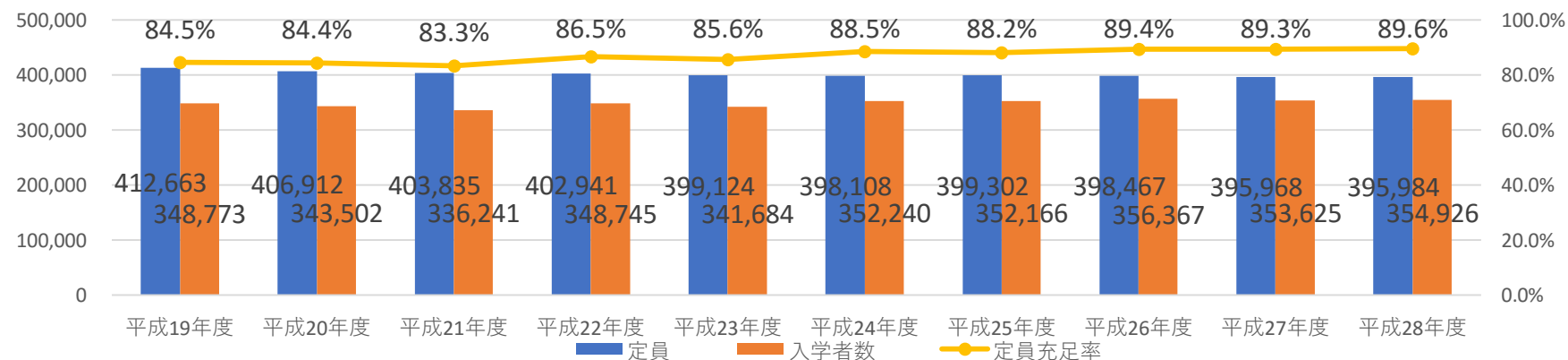
高等学校入学定員の推移(平成19年度～平成28年度, 全日制・定時制の本科)

- 入学定員は平成19年度と比べ, 公立, 私立ともに減少 (対19年度比 公立: 94.7% 私立: 96.0%)
- 入学定員全体に占める私立の割合は, 平成19年度: 33.0% → 平成28年度 33.2%

<公立>



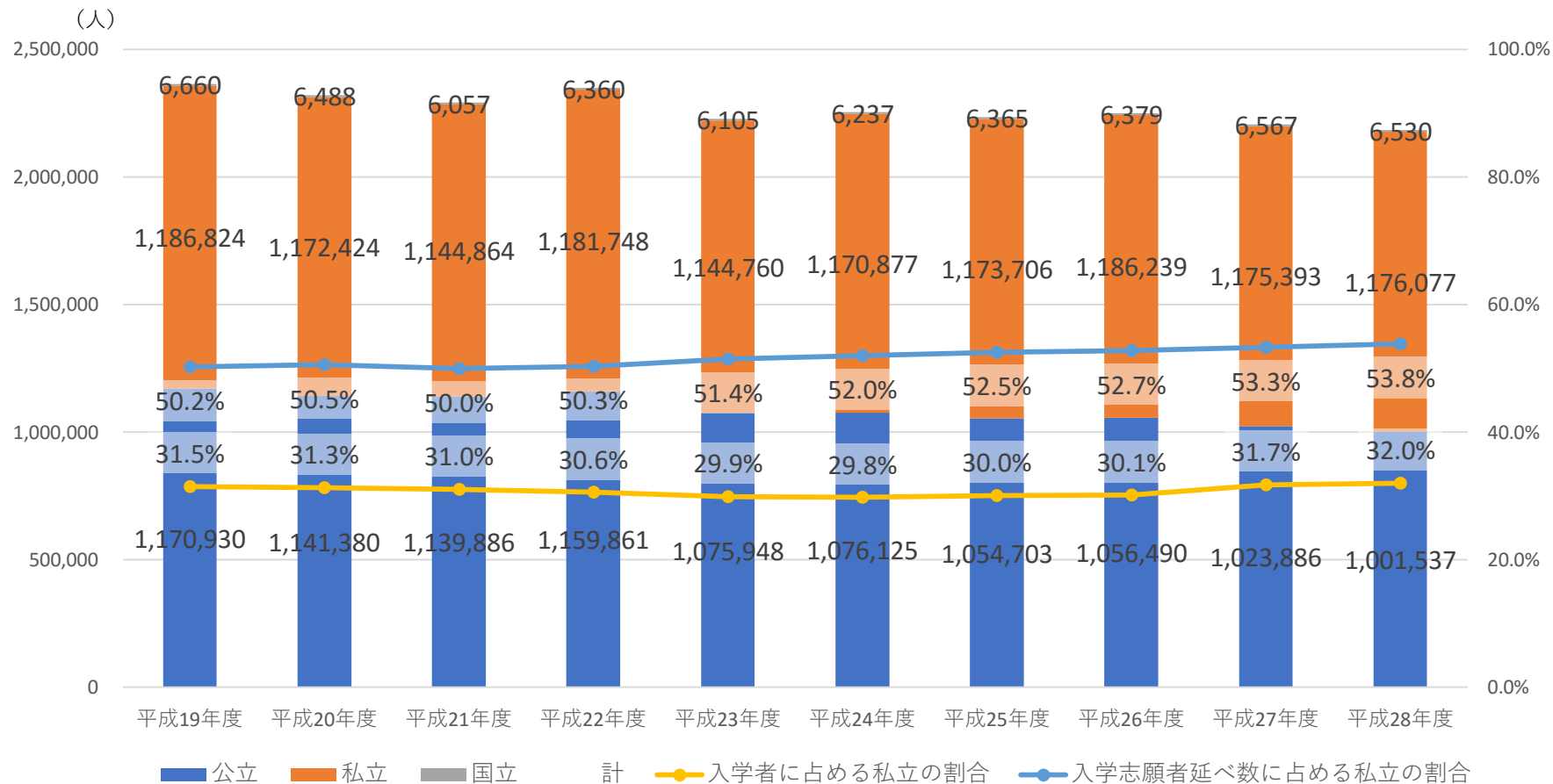
<私立>



注: 定員充足率 = 入学者数 / 定員で計算したもの。

高等学校入学志願者数の推移(平成19年度～平成28年度, 公私別, 全日制・定時制の本科)

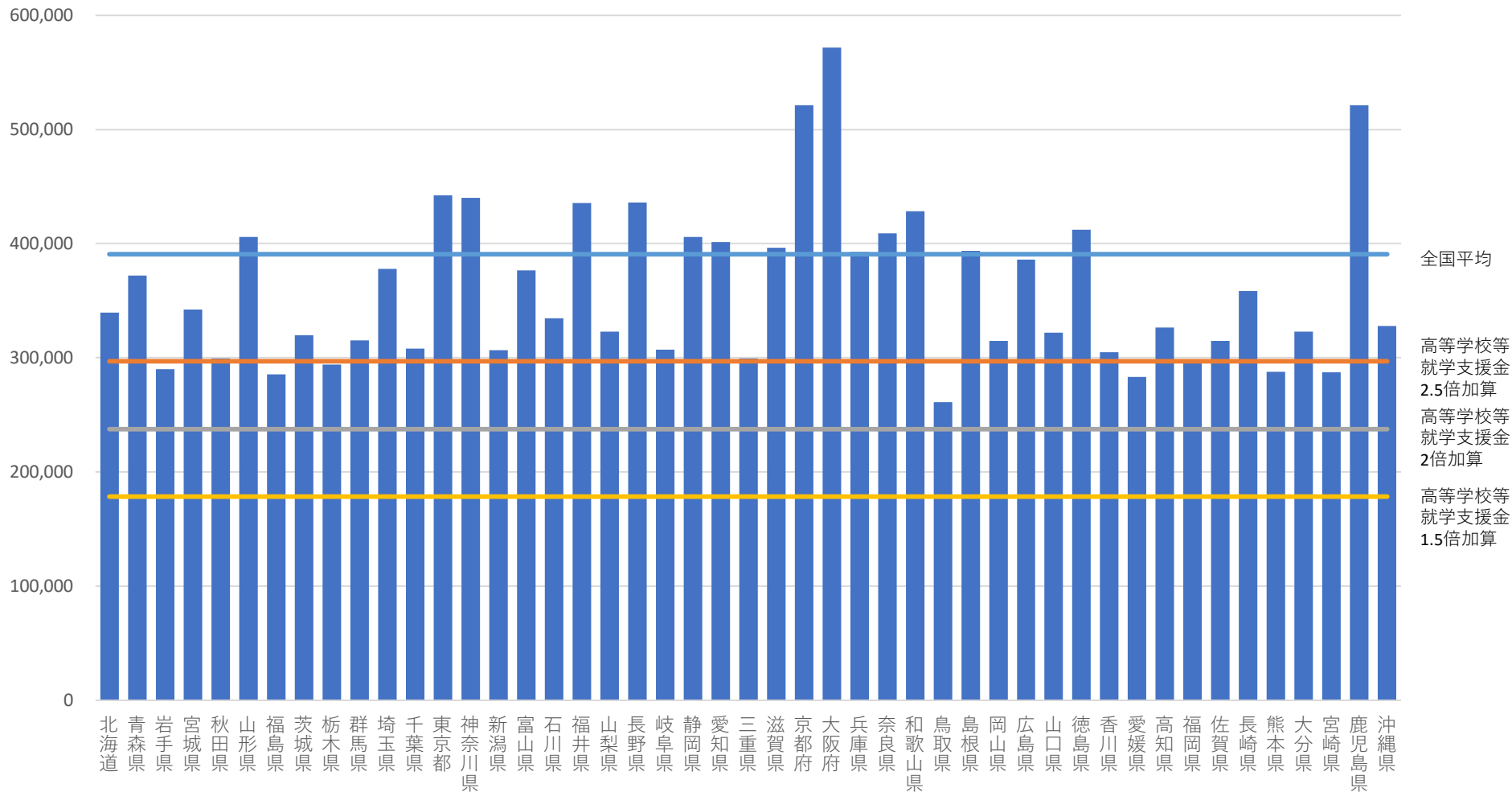
- 入学志願者における私立の割合は平成22年度以降, 増加している。
- 入学志願者における私立の割合は, 入学者における私立の割合よりも伸び率が高い(対H21年度: 入学志願者は+3.8ポイント, 入学者数は+1ポイント)。



注: 「入学志願者」は, 「募集に応じて願書を提出した者(付属中学校から進学希望した者も含める。)」の数であり, 同一人が2以上の学校に入学志願した場合は, それぞれの学校の入学志願者として計上されている。

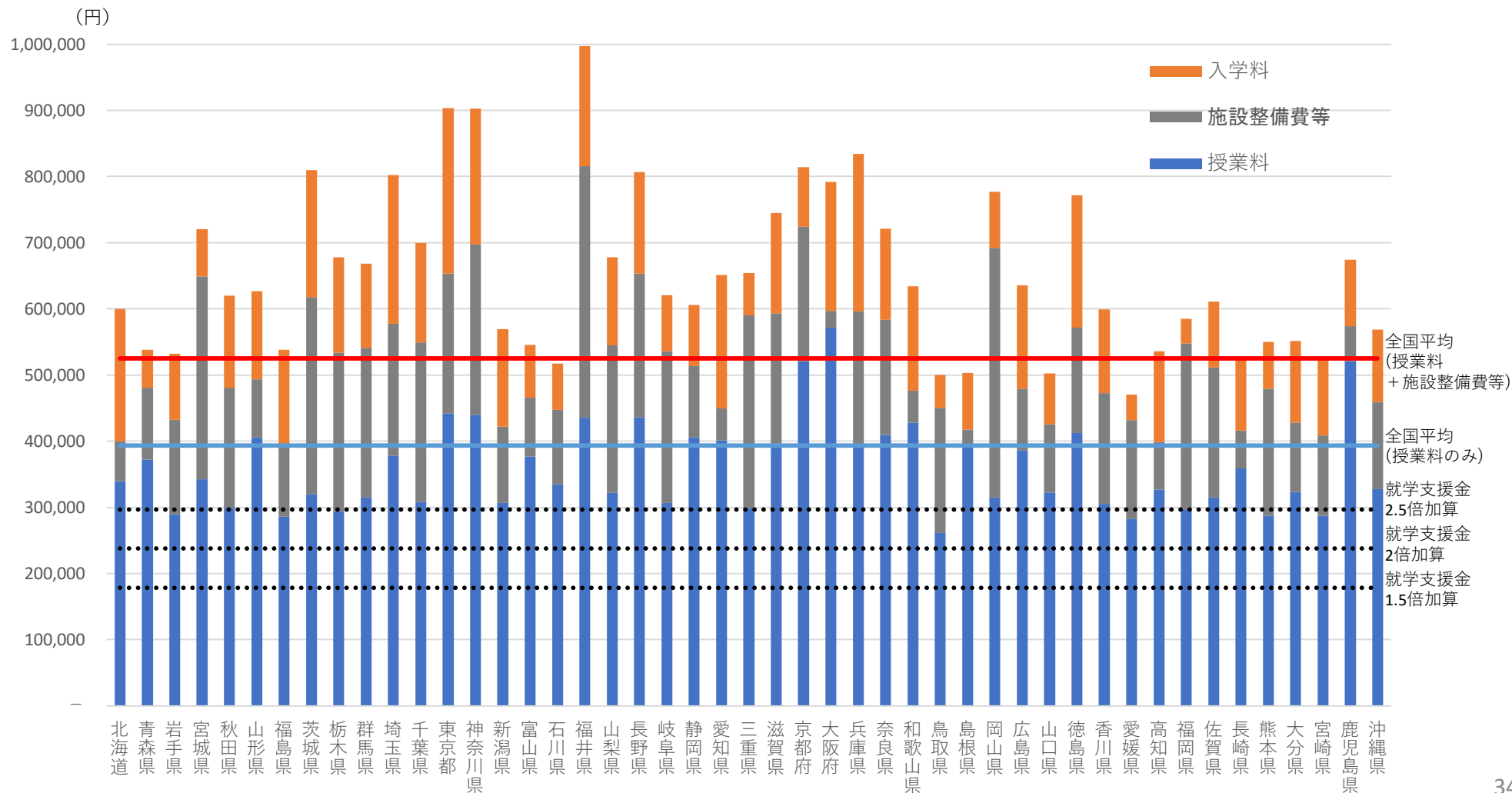
都道府県別私立高校の平均授業料（高等学校(全日制)・本科・平成28年度）

- 私立高校の授業料については、都道府県によって大きく異なる。
最高：大阪府 約57万 最低：鳥取県 約26万 <約31万円の差、大阪府の平均授業料は鳥取県の約2.2倍>
- 10県では、平均授業料が高等学校等就学支援金2.5倍加算の場合の支給額限度額を下回る。



都道府県別私立高校の初年度納付金平均額(高等学校(全日制)・本科・平成28年度)

○ 私立高校の初年度納付金（授業料、施設整備費等、入学料）については、都道府県によって大きく異なる。
 （授業料＋施設整備費）最高：福井県 約82万 最低：福島県 約39万 <約42万の差、福井県は福島県の2.1倍>
 （入学料込み）最高：福井県 約100万 最低：愛媛県 約47万 <約53万の差、福井県は愛媛県の約2.1倍>

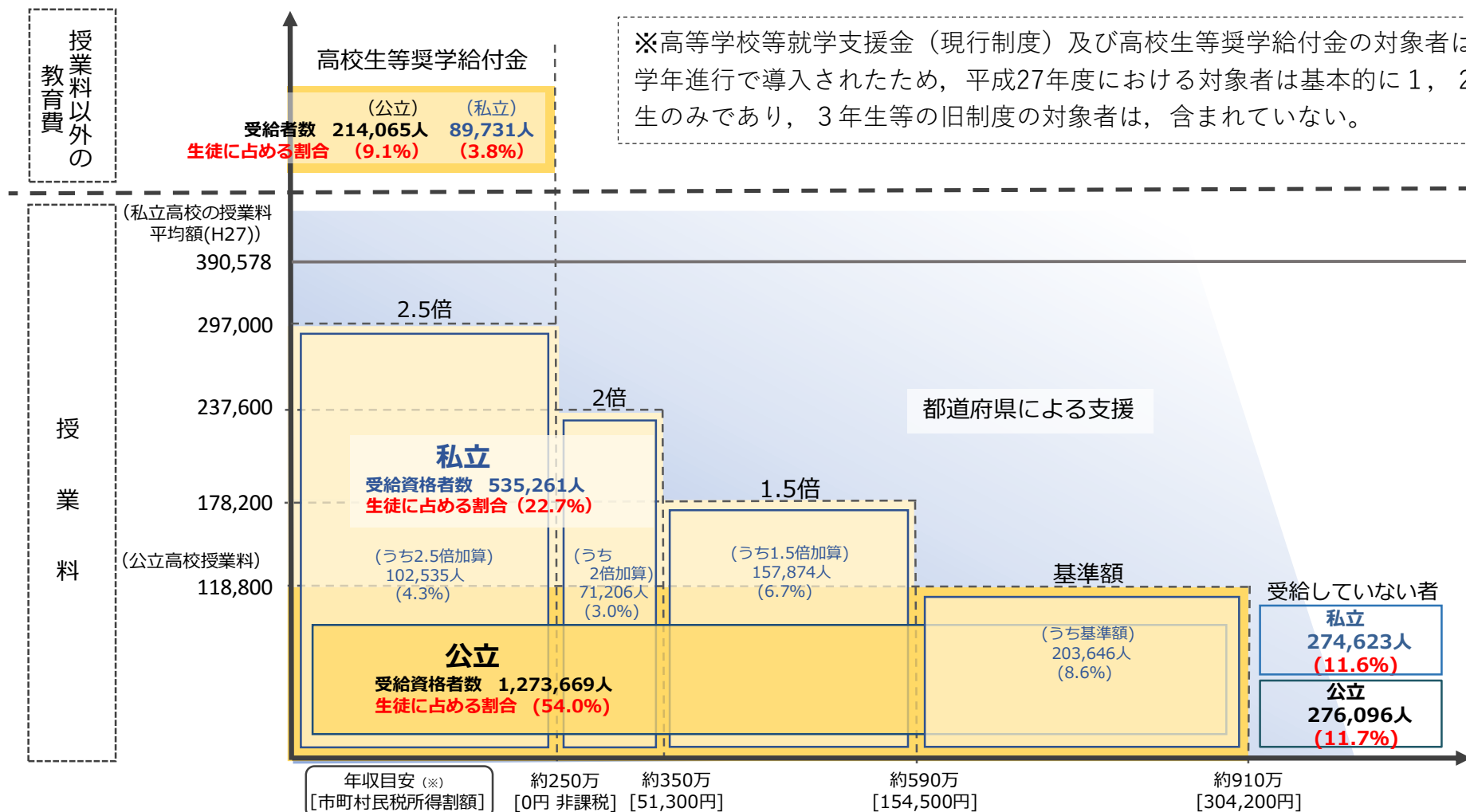


5. 高校生等への修学支援の実施に関するデータ

高等学校等就学支援金(現行制度)における加算区分別の支給実績(平成27年度)

- 平成27年度における現行制度対象者(1, 2年生)のうち、就学支援金の対象となっているのは、約77%。
- 私立に通う生徒の所得分布をみると、年収250万円未満が4.3%、250万円以上350万円未満が3.0%、350万円以上590万円未満が6.7%、590万円以上910万円未満が8.6%、910万円以上が11.6%(年収はいずれも目安)。
- 就学支援金の支給実績では、私立に通う非課税世帯は約10万人(4.3%)だが、給付金の支給実績は約9万人(3.8%)

※高等学校等就学支援金(現行制度)及び高校生等奨学給付金の対象者は、学年進行で導入されたため、平成27年度における対象者は基本的に1, 2年生のみであり、3年生等の旧制度の対象者は、含まれていない。



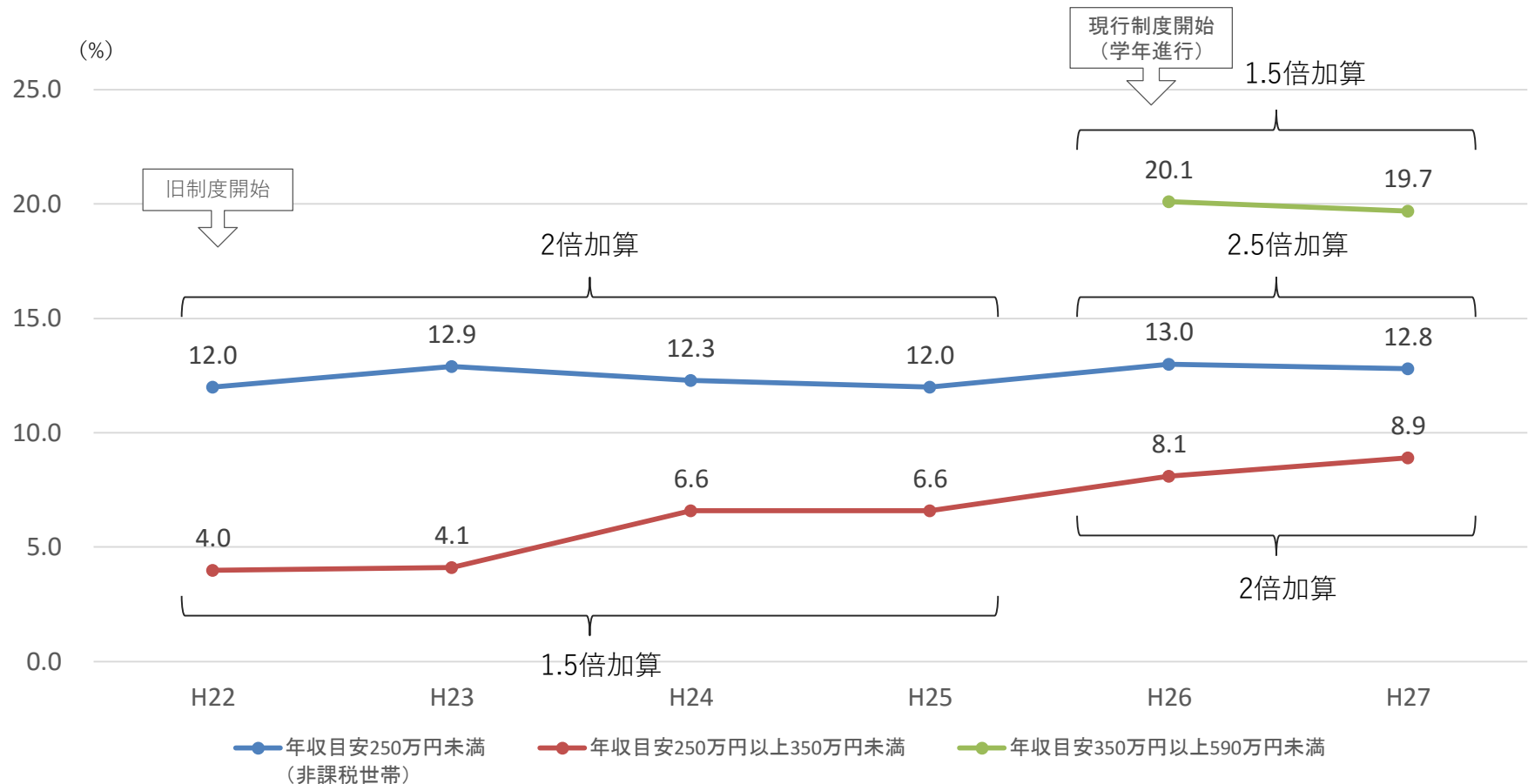
※ 受給資格者数は、7月認定時において受給した者の実数である。
※ 生徒数(母数)はH27.7.1現在の認定状況調査による現行制度対象者(1, 2年生)数である。

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。実際は[]で示した市町村民税所得割額(両親の合算)で判断。

私立高校等の生徒の所得層別割合の推移(平成22年度～平成27年度)

○ 私立高校等の生徒について所得層別の割合の推移をみると、私立高校等に通う年収目安250万円以上350万円未満の世帯は、平成22年以降増加し続けている。

(※) 各年度7月1日時点の高等学校等就学支援金の受給資格認定状況に基づき、「加算対象となる年収区分に該当する私立高校等の生徒数／私立高校等の生徒数」により計算(ただし、平成26年度、平成27年度は現行制度の対象のみで計算)



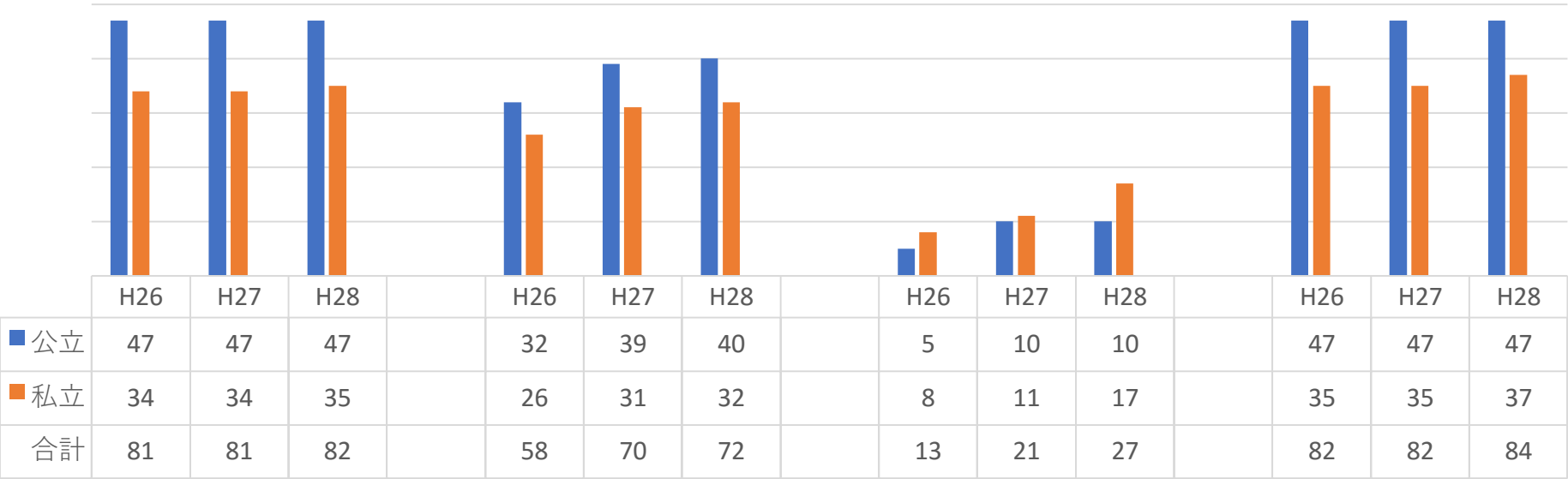
各都道府県における高等学校等就学支援金の確実な申請のための工夫

○ 各都道府県において、高等学校等就学支援金の確実な申請を促すため、

- ・ 生徒全員の意思確認（94支給者のうち、82の支給者で実施）
- ・ 未提出の生徒への確認（94支給者のうち、72の支給者で実施）

 といった取組がされている。

- ① 生徒全員に意思を確認するために、支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類などを提出してもらう
- ② 未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる
- ③ 生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する
- ①～③いずれか実施



※「公立」は公立高等学校に高等学校等就学支援金を支給する各都道府県教育委員会，「私立」は私立高等学校等に高等学校等就学支援金を支給する各都道府県知事部局におけるそれぞれの担当部署からの回答を集計した数。